

令和4年度広尾町議会決算審査特別委員会 第2号

令和5年9月12日（火曜日）

開議 午前10時00分

1、委員長（渡辺） ただいまから、決算審査特別委員会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本委員会は、第3回定例会において付託された認定第1号 令和4年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第10号 令和4年度広尾町水道事業会計決算認定についてまでの10件を審査します。

お諮りします。審査方法は、別紙審査予定表に基づき行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、審査方法は別紙審査予定表に基づき行うことに決しました。

なお、全会計の決算概要は、第3回定例会において説明を受けておりますので、省略します。

これより認定第1号 令和4年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定についてを審査します。

初めに、一般会計歳出のうち審査番号1、1款議会費から2款総務費までを審査します。決算書は58ページから95ページ、主要施策等説明資料は15ページから61ページです。

なお、各節において50万円以上の不用額及び5万円以上の予備費充用、予算流用並びに主要施策等で特に説明する事項があれば、簡略に説明を願います。

山崎総務課長。

1、総務課長（山崎） それでは、決算書からご説明申し上げます。

決算書60ページ、61ページをお開き願います。

2款1項1目一般管理費、3節職員手当等でございます。職員手当等で181万4,640円の不用額が生じてございます。主な執行残でございますが、時間外勤務手当となっております。時間外勤務の減によるものでございます。

その3つ下、8節旅費でございます。77万1,320円の不用額が生じてございます。主な執行残でございますが、特別職旅費46万5,300円等でございまして、新型コロナウイルス感染症対策のために書面開催された会議等もあったことから、出張が減少したものでございます。

同じページの3つ下、11節役務費でございます。57万1,090円の不用額が生じてございます。主な執行残でございますが、通信運搬費29万6,912円、新型コロナウイルス検査手数料としまして20万200円等でございます。

次、66ページをお願いいたします。

66ページ、67ページ、庁舎管理費でございます。

一番上、10節需用費でございますが、263万7,028円の不用額が生じてございます。主な執行残で

ございますが、燃料費といたしまして190万9,476円、光熱水費72万1,113円などでございます。

その2つ下、委託料で50万8,360円の不用額でございます。主な執行残でございますが、庁舎の除雪委託料44万9,960円、除雪回数の減によるものでございます。

次に、84ページ、85ページをお願いいたします。

OA化推進費でありまして、予算流用の関係でございます。

85ページ備考欄のほうをお願いいたします。

12節の委託料から18節負担金補助及び交付金へ23万7,000円を流用してございます。内容といたしましては、北海道自治体情報システム協議会負担金で負担金額の確定通知を受け、予算執行しようとしたところ、当初の通知額から増額となっていたために、予算不足分を流用し、執行したものでございます。

次に、92ページ、93ページをお願いいたします。

参議院議員選挙費でありまして、備考欄の中段で12節委託料へ11万2,000円を充用してございます。ポスター掲示場設置等委託料へ充用したものでございます。委託料の予算積算に誤りがあったため、予備費から充用し、執行したものでございます。

次に、財産に関する調書についてご説明いたします。

ページは飛びまして、366ページ、367ページをお願いいたします。

初めに、1の公有財産、(1)、土地及び建物、アの総括で、決算年度中の増減につきましてご説明いたします。

初めに、土地であります。普通財産につきましては変更がございません。

次の行政財産で1,714.41平方メートルの減、合計でも1,714.41平方メートルの減であります。主な要因といたしましては、教員住宅の売却によるものでございます。

次に、右の欄、建物の木造であります。普通財産につきましては変更なし、行政財産で34平方メートルの減、合計でも34平方メートルの減であります。

次に、その隣の非木造であります。普通財産で234平方メートルの減、行政財産で1,364.61平方メートルの減、合計1,598.61平方メートルの減であります。

木造、非木造を合わせました建物全体の延べ面積でございますが、普通財産で234平方メートルの減、行政財産で1,398.61平方メートルの減、全体では1,632.61平方メートルの減少となったものでございます。主な要因といたしましては、旧野塚小学校のプール、また、錦町団地、音調津保育所の解体によるもの、また、教員住宅の解体及び売却によるものでございます。

次のページをお願いします。

368ページ上段の(2)、山林であります。決算年度中の増減であります。面積の所有分で1.37ヘクタールの減で、分収は変更がございません。合計で1.37ヘクタールの減となっております。隣、立木の推定貯蓄量であります。所有分で3,849.37立方メートルの減、分収につきましては変更がございませんので、合計につきましても3,849.37立方メートルの減でございます。

その下、(3)の有価証券につきましては、決算年度中の増減はございませんでした。

隣、369ページ、(4)の出資による権利であります。上から3段目、広尾町森林組合の出資金に

つきまして、46万6,000円の増となっております。表の一番下、下段の備荒資金組合の納付金であります。186万240円の運用益が配当されたものでございます。

次のページ、370ページをお願いします。

2の物品の(1)、車両等でございます。乗用車で1台の増加をいたしまして、年度末現在の台数が100台となっております。

隣、371ページの3の債権であります。表中の3番目、広尾町国民健康保険病院貸付金であります。決算年度中の増減といたしまして590万776円の減少となりまして、決算年度末現在額は1億213万5,493円となったものであります。

次のページ、372ページ、373ページをお願いいたします。

4の基金でございます。

一番上の財政調整基金から一番下、用品購買基金まで、16の基金につきまして、決算年度中及び出納整理期間中の積立て、取崩しの状況を表してございます。

373ページの左下の合計欄、令和5年3月31日現在の合計額で34億4,390万7,116円となっております。前年に比較しますと2億3,385万5,977円の増加となっております。

出納整理期間中の積立て、取崩しを含めました5月31日現在高、備考欄の右の下段になりますが、33億6,996万353円となったものでございます。

次のページ、374ページをお願いします。

用品購買基金の状況であります。決算年度末の現在高は、現金と物品を合わせまして800万円ちょうどでございます。上段の合計欄の3段目でございます。物品の購入額と売払い額の差額26万1,622円につきましては、基金の運用益といたしまして、一般会計の歳入へ繰入れをしておるものでございます。

それでは、次に主要な施策についてご説明申し上げます。

説明資料21ページをお願いいたします。

一番下の事業番号6でございます。地方公務員の定年延長に伴う新制度支援業務でございます。業務内容といたしましては、地方公務員法の改正に伴います条例等の改正の支援、新制度対象者を含む職員への制度理解研修を実施してございます。業務期間及び委託料につきましては、記載のとおりとなっております。研修につきましては1日間で2回を実施し、対象は特に限定をしないで30名程度の出席をしてございました。

次に、22ページ、次のページをお願いいたします。

一番上、事業番号7番、新個人情報保護制度対応支援委託業務でございます。事業内容といたしまして、個人情報保護法の改正に伴います条例等の改正の支援、また、各課で管理しております個人情報ファイル簿の取扱いについて調査を行い、個人情報取扱事務登録簿を整備したものでございます。業務期間、委託料につきましては、記載のとおりでございます。

次に、その下の事業番号8番、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業でございます。事業内容といたしまして、新型コロナウイルス抗原検査キットを配備したものでございます。感染の可能性のある職員に対し検査を実施し、感染の拡大を防ぎ、業務の継続を図ったものでござ

います。

次に、同じ22ページ、2目の庁舎管理費の一番下、事業番号2の庁舎防犯カメラ設置工事でございます。事業内容といたしまして、役場庁舎及びコミュニティセンターロビーに防犯カメラを設置し、防犯体制の整備を図ったものでございます。設置台数につきましては3台、設置箇所につきましては庁舎の1階ロビー、2階の階段スペース、コミュニティセンターの1階ロビーとなっております。

次に、23ページが一番上、事業番号3番、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業でございます。事業内容といたしまして、役場庁舎空気清浄機購入事業と役場庁舎抗菌化事業を実施してございます。空気清浄機につきましては会議室等に9台を配備、また、抗菌化事業につきましては会議室等6か所に対し抗菌化を実施したものでございます。

同じページ、事業番号4番、公共施設照明LED化工事でございます。公共施設の電力消費量の低下、また、CO₂排出量の削減を図るために、令和3年度からの繰越しとして事業を実施しているものでございます。令和3年度につきましては前払い金の支出、今年度につきましては、表示のとおり9,478万円の事業費でもって事業を完了してございます。

次のページ、24ページをお願いします。

5目財産管理費、事業番号1の町有財産売払いでございます。決算書の財産のところでもご説明、触れさせていただきましたが、土地6筆及び建物3棟6戸の売却を行っております。旧教員住宅でございます。所在地及び地目・構造、地積、売却価格等につきましては、記載のとおりとなっております。

次のページ、下の25ページ、事業番号2番、電気自動車配備事業でございます。電気自動車を配備し、ゼロカーボンの推進と緊急時の非常用電源の確保を図ったものでございます。内容といたしまして、充電電設備の工事、電気自動車の購入、また、外部給電器の購入を行ったものでございます。

次に、53ページをお願いいたします。

飛びまして53ページが、2款1項13目OA化推進費であります。一番上の事業番号6番、行政手続のオンライン化の関係でございます。事業内容といたしましては、行政手続オンライン化対応サーバー機器の購入、また、設定の委託業務を実施したものでございます。マイナポータルからのオンライン上での行政手続を実施するための環境を整備したものでございまして、主に児童手当の関係、また、介護保険関係の手続に活用が見込まれるものでございます。事業費等につきましては、記載のとおりとなっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

1、委員長（渡辺） 山岸企画課長。

1、企画課長（山岸） それでは、企画課所管分の説明を行います。

初めに、節における不用額50万円以上のものについてであります。

決算書70ページ、71ページをご覧ください。

1項総務管理費、7目企画費の18節負担金補助及び交付金であります。399万8,535円の不用額が

生じております。主な理由としましては、生活交道路線維持費補助金の確定による311万7,000円の残、広尾町結婚新生活支援補助金の確定による30万円の残、広尾町企業等誘致促進期成会補助金がコロナ感染症の影響により26万7,245円の残によるものであります。

続きまして、5万円以上の流用、充用であります。

決算書71ページをお願いいたします。

町民交流イベントの内容が決定しまして、7目企画費、備考欄の10節需用費の一番上の消耗品費に11万2,000円の不足が生じ、同じく需用費の一番下の賄材料費に6万7,000円の不足が生じたため、合わせて企画費の13節使用料及び賃借料から17万9,000円を流用しております。

続きまして、主要な施策等説明資料の説明を行います。

27ページをお願いいたします。

7目企画費の事業番号3、子ども農山漁村交流事業であります。昨年度に引き続き、新型コロナウイルスの影響によりまして、ホームステイの受入れを中止しております。この関係で事業費が大幅減となっております。内容といたしましては、荒川区の学校給食への食材提供を中心に広尾町の食材のPRに努めたところであります。事業内容の詳細につきましては、28ページにかけて掲載しております。

次に、31ページをお願いいたします。

事業番号7番、まちづくり町民みらい会議であります。第6次まちづくり推進総合計画に登載された令和3年度からの新規事業でありまして、町民から年代別に無作為に選出した1,000人に案内を郵送し、申込みのあった町民20名弱を集めて、まちづくりについて話し合う場として開催しております。昨年度は「海！山！川！地域資源を活かしたアウトドアによるまちづくりの可能性」をテーマとして、広尾町が持つ自然や施設等のアウトドア資源等についてワークショップ形式でアイデアを出し合っていました。事業内容と事業費は、31ページに記載しております。

次に、36ページをお願いいたします。

事業番号11番、移住・定住・関係人口拡大推進の(2)、広尾町活き生きプロジェクト交付金であります。町内関係団体で組織する広尾町活き生きプロジェクトに交付金を支出することによりまして、ふるさとワーキングホリデーなど産業の担い手確保や交流人口、関係人口拡大に向けた様々な取組を推進しました。36ページに掲載しているとおり、ふるさとワーキングホリデー事業には5名が参加し、延べ80日間滞在していただきました。事業費につきましても、36ページに記載のとおりであります。

また、(3)、広尾町移住パンフレットの作成事業であります。広尾町への移住促進を目的として、移住希望者向けのパンフレットを1,000部、新規に作成したものであります。

次に、38ページをお願いいたします。

事業番号13番、出会いの場創出事業であります。趣味を通じた町民交流機会の創出を図るため、たき火やキャンプ飯作り、野外レクなどの町民交流イベントを実施しました。事業費は、記載のとおりとなっております。

次に、39ページをお願いいたします。

事業番号15番、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充当事業一覧であります。本交付金は、感染拡大の影響を受ける地域経済や住民生活への支援をきめ細かく行うため、国より創設されたものであります。39ページから40ページにかけて掲載している令和4年度に完了した35事業に対しまして、合計1億8,305万4,000円の交付金を充当しております。各事業の詳細につきましては、それぞれ記載ページに載せておりますので、後ほどご参照ください。

次に、44ページをお願いいたします。

8目ふれあい活動費、事業番号2番、町民活動関係であります。上段の(4)、茂寄集会所改修工事についてであります。町内会活動の拠点施設の長寿命化を図るため、集会所の改修工事を行ったものであります。事業費、事業内容は、記載のとおりとなっております。

続きまして、同じページの事業番号3番、広聴関係であります。(2)の人権及び行政に関する町民からの意見、要望等に対する相談活動を行っております。②の人権啓発活動地方委託事業であります。子どもたちをはじめとする町民へ人権に対する関心と理解を深めるため、北海道の委託金を活用し、人権の花運動、人権講演会、人権標語コンクールを実施しております。事業費、事業内容は、記載のとおりとなっております。

次に、47ページをお願いいたします。

9目防災対策費の事業番号1番、防災訓練であります。昨年度は、(1)から(3)までの3種類の訓練を実施しております。(1)の総合防災訓練は9月に実施し、地域住民や防災関係機関等が参加し、地震・津波災害を想定して各種訓練を実施しております。参加者は319名となっております。

(2)の避難所運営訓練は、自主防災組織の役員と広尾高校の1年生、役場職員との合同避難所の開設・運営を想定した訓練を実施しております。参加者は46名であります。(3)の町職員防災資機材取扱訓練は、町が保有する防災資機材を町職員が迅速かつ安全な使用に向けた取扱いの訓練を実施しております。参加者は21名であります。

次に、48ページをお願いいたします。

事業番号3番、防災公園構想基本設計策定事業であります。新たな防災公園の基礎となる基本計画の策定及び基本設計を行ったものであります。事業費は、記載のとおりであります。

同じページの事業番号4番、ハザードマップ作成事業であります。既存の津波ハザードマップの情報更新を図るため、新たに指定された津波災害区域を図示したハザードマップ及び津波災害に係るガイドブックを作成し、町内全世帯に配布しております。また、自然災害が想定される地域及び避難場所等の情報を電子地図に重ね、インターネット経由で公開するWEB版防災ハザードマップを作成しております。

次に、49ページをお願いいたします。

事業番号5番、音調津地区避難誘導標識等設置工事であります。音調津地区における避難場所見直しに伴い、避難所案内図及び避難誘導標識等を更新しております。事業費は、記載のとおりとなっております。

次に、同じページの事業番号6番、音調津定置番屋避難階段照明灯整備工事であります。音調津定置番屋避難階段に設置しているソーラー充電式照明灯取替え工事を実施しております。事業費は、

記載のとおりであります。

次に、60ページをお願いいたします。

5項1目統計調査総務費の事業番号1番、基幹統計であります。(2)、経済センサス基礎調査は、全ての産業分野における事業所の活動状態の基本的構造を明らかにするとともに、事業者や企業を対象とする各種統計の母集団情報を整備することを目的に調査しております。乙調査の対象となる国及び地方公共団体の事業所は、28事業所となったところであります。(3)、令和4年就業構造基本調査は、国民の就業及び不就業の状態を明らかにし、全国及び地域別の就業構造に関する基礎資料を得ることを目的に調査を実施しております。対象調査区は、1調査区15世帯であります。

(4)、令和5年住宅・土地統計調査単位区設定は、令和5年10月1日に実施する「住宅・土地統計調査」に当たり、調査員が調査する調査区域を明確にし、調査を円滑に行うことを目的に調査区域の単位区を設定したものであります。調査対象は、9調査区であります。

企画課所管の事業については、以上であります。

1、委員長（渡辺） 楠本住民課長。

1、住民課長（楠本） それでは、住民課分につきまして、まず決算書で50万円以上の不用額を申し上げます。

決算書の88ページ、89ページをお開きください。

2款2項2目賦課徴収費でございます。上から4段目、償還金利子及び割引料であります。主に法人町民税等の還付に備え予算を確保しておりましたが、令和4年度は結果として116万8,440円の不用額が生じたものでございます。

次に、主要な施策等説明資料の55ページをお願いいたします。

2款2項2目、事業番号2、十勝市町村税滞納整理機構の収納状況でございます。令和4年度は、継続分を含めまして11件の引継ぎを行いました。各税目ごとの引継ぎ額、収納額、未納額、歩合は、記載のとおりとなっております。また、この機構への運営分担金につきましては、説明文に記載のとおり、一般会計、国保会計、合わせまして168万8,000円でありました。

次に、主要な施策等説明資料の57ページをお願いいたします。

2款3項1目、事業番号1、中ほどの表で戸籍情報システム改修委託業務532万4,000円でございますが、法務省の戸籍情報システムの標準化に伴う改修でありまして、全国どこからでも戸籍の確認が可能となる改修でございます。続きまして、表の一番下、住民記録システム改修委託業務260万7,000円については、転出入のワンストップに対応するための改修でして、役場窓口に来なくてもマイナポータルを利用して転出の手続きができるという改修でございます。

説明は、以上です。

1、委員長（渡辺） 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。1款議会費から2款総務費までに対する質疑の発言を許します。

1番、松田委員。

1、委員（松田） それでは、主要な施策等説明資料でいきたいと思えます。

まず、22ページ下段の庁舎防犯カメラ設置工事についてになります。先ほどのご説明どおり、3

か所役場庁舎内で防犯カメラが設置されたということですが、記録された動画とか内容の情報をどのように運営して、どのように管理されているのか、またはいくのかという部分を教えてもらいたいのと、あと以前一般質問でもちょっと触れたところなのですけれども、役場庁舎内だけではなくて、防犯カメラの設置、必要な箇所、ほかにも幾つか想定されると思います。例えば子どもたちが遊ぶ公園等、そういうことがあったと思うのですけれども、優先順位的にこういうことをされたのかなと思うのですけれども、その辺の優先順位の考え方とか、今後の施策をやっていくに当たっての考えをお聞きしたいと思います。

続きまして、31ページ上段のまちづくり町民みらい会議の部分ですね。記載ではアウトドアに特化して様々なご意見を伺ったということになっていますが、成果物として内容をまとめたものであるとか、そういったものの公表、成果物として今後それをどのように取り扱っていくのかという部分を教えていただきたいと思います。

続きまして、35ページ、11番の移住体験住宅貸付事業の部分です。様々な方が利用されて滞在日数が203日ということになっています。令和3年度トータル滞在日数126日に対して203日と、大幅に伸びているところでありますが、伸びたことによって何か結果的に結びついた部分であるとか、または何かちょっと傾向だとか、お考えがあれば、その辺の部分をお聞きしたいなと思います。

最後になります。47ページ、町職員防災資機材取扱訓練の部分です。訓練内容として記載されているとおりに思うのですけれども、どのような訓練が行われたのか、ちょっと内容を知りたいなと思っています。ただ単に防災機材、段ボールベッドだとか、パーティションだとか、組み立てて実際にやってこられたと思うのですけれども、実際、例えばそのようなことが災害によって使われるような場面では、職員の方が少人数の中でたくさんのパーティションを設置したり、段ボールベッドを設置したりする状況が発生すると思うのですけれども、そういうときに少ない職員の方でたくさんのものを運ぼうと思うと、やっぱり町民の方に手伝ってもらわないと駄目だと思うのですけれども、その指示の仕方だとか、どういうふうな段取りで指示を出してやると効率的だとかという部分までやったほうがいいのかなと思うのですけれども、その辺のところ、どの辺まで踏み込んで訓練されたのかという部分をお聞きしたいと思います。

以上です。

1、委員長（渡辺） 山崎総務課長。

1、総務課長（山崎） それでは、防犯カメラの関係をご説明いたします。

記録されたデータ等をどう運営という形のご質問でしたが、基本的にあくまでも防犯カメラということですので、何か対応しなければならない事情があった際に記録を確認するという形になるかと思っています。

また、優先順位というご質問でしたが、現在の設置された目的といたしましては、休日、夜間等職員がいなくなった際、警備員が対応してございます。警備員の死角になるような場所ということで3か所ということで、現在、庁舎3か所に設置してございます。

以上でございます。

1、委員長（渡辺） 鎌田企画課長補佐。

1、企画課長補佐（鎌田） まちづくり町民みらい会議の関係です。

みらい会議の成果物、会議結果につきましては、広尾町のホームページで公開していますほか、会議が終わりましたごとに新聞折り込みで、まちづくり未来新聞という内容にまとめまして、町民のほうに周知をしているところであります。

また、会議結果の運用とか成果ですけれども、商工観光課に配置されています地域おこし協力隊、体験型観光を推進しておりますけれども、その方に会議にも協力をしていただいたこともありまして、その方の推進している事業に役立てていただきたいというふうに考えております。

以上です。

1、委員長（渡辺） 山岸企画課長。

1、企画課長（山岸） まず、移住・定住・関係人口の拡大推進ということで、移住体験住宅貸付事業が昨年度よりも大幅に増えて203日という滞在延べ日数になっております。こちらのほう、リピーターもかなりいまして、実は音調津の昆布干しとかを率先して手伝う老夫婦の方がいらっしゃって、地域の方と交流をして、手袋はこちらがいいよとかいろいろ指示を受けたりとか、そういった交流が生まれているような状況にあります。

続きまして、防災訓練の関係だったのですが、こちらのほう、町職員がこの防災資機材の取扱訓練をすることによって、その前に書いてある避難所運営訓練、ここで広尾高校生もしくは自主防災組織の役員、それと町民、こちらの方々と一緒に避難所の運営設置のほうの訓練を実施してまいります。そのためには、やはり町職員自ら先にきちんとこういったものの取扱いをして、（2）のほうの訓練で生かしていく、そのような形に生かす訓練であります。

1、委員長（渡辺） 松田委員。

1、委員（松田） まず、22ページの防犯カメラの部分なのですが、記録された内容が記録された日から起算してどのぐらいまで保存されるのかという部分、例えば家庭用の防犯カメラだったらメモリーがいっぱいになると順次消えながら上書きしていくような形になっていくと思うのですが、どんな形になっているのかという部分をもう一度深くお聞きしたいなと思います。

最後の部分、防災訓練の部分なのですが、まずは職員の方が実際に取扱方法とかをしっかりと学ばれた上で全体の総合訓練に生かされるというお話だったのですが、僕が先ほど言ったのは、要約すれば、施設管理者というのですか、物すごく大げさな言い方ですが、災害が起きたときに施設を運営するような状況になったときに、その施設を全体的に管理することになれば、職員の方とか町内会の代表の方だとかがなると思うのですが、そういう臨時に発生した災害時の管理者としての訓練というのですか、全体を統括する人物を育てるための訓練みたいなものが必要になってくると思うのですが、その辺の部分についてお考えがあればどうか、やっていることがあればお伺いしたいと思います。

1、委員長（渡辺） 山崎総務課長。

1、総務課長（山崎） 記録の容量等でございますが、基本的にドライブレコーダー等と同じく、記録がいっぱいになりましたら、また上書きという形で更新されていくようなものになってございます。どれぐらいというご質問でしたが、今、手元のほうに資料がございませんので、後ほどご説

明したいと思います。

1、委員長（渡辺） 山岸企画課長。

1、企画課長（山岸） 先ほどの避難所の運営の関係ですけれども、一応防災計画のほうには各施設の担当、それぞれ役割が職員で決まっております。主に管理職の方が当たっているわけですけれども、そういった方々がやはり防災計画を一読していただいて、何かあったときには必ずその施設の管理をしていくというところで、ただ、その部分、全体的に今やっているかという、なかなかできていない状況にあります。

1、委員長（渡辺） 星加委員。

1、委員（星加） 我々の任期も、あと残り少なくなって半年であります。

私の聞きたいのは、労使の関係がどうなっているか。例えば、どこからどこまで組合員で、あるいはまた嘱託というのでしょうか、そういう形の方もたくさんおります。したがって、どうも我々、対応していくのに、どこまでこの人は組合員なのか、指定職なのか、そういう区分が非常にしづらいので分からないと。したがって、それらのことがきちっと分かるように、どういう形の方が組合員であると。役場の1階のところに入ってきたら、裏から入ってきたら、大きな旗を掲げてあります。だから、自治労はまだ解散というか、しないで現存しているのですね。それらのことをまず聞かせていただきたいと思います。

1、委員長（渡辺） 山崎総務課長。

1、総務課長（山崎） 一般的な範囲でございますが、管理職員につきましては、職員組合に加入していないという形になってございます。ただ、どこまで組合に加入しているかという範囲につきましては、私のほうでも把握はしてございません。

以上でございます。

1、委員長（渡辺） 星加委員。

1、委員（星加） 木で鼻をくくったような答弁では承知できない。嘱託みたいな形の人もあるだろうし、今の職員をどう区分していけばいいのか、さっぱり分からないと言っているのです。分かるようにしてくれと言っているの。どうして、木で鼻をくくったような答弁では承知できない。きちっと。今ややこしいのだな、私らにしたら。そういうことを分かるようにしてくれと言っているの。どうですか。指定職は総務課長なのでしょうけれども、これ、理事者からちゃんと答弁してくださいよ。今、例えば町部局にはこういう形で何人いると。1階入ってきたら、大きな旗を掲げているではないですか。その区分を教えてくださいと言っているのだよ、総務課長。教育部局には何人、どこには何人、そういうことをきちっと説明していただきたいと言っているのだ。いいかい。分からないか。

1、委員長（渡辺） 暫時休憩します。

午前10時45分 休憩

午前10時50分 再開

再開します。

山崎総務課長。

1、総務課長（山崎） 大変失礼しました。

先ほどのような説明と一部重なる部分はございますが、まず町の正規職員につきましては、管理職員以上の者、この職員につきましては組合に加入してございません。それ以外の正規職員につきましては、加入している者、加入していない方もいらっしゃるもので、こちらのほうで、その過程につきまして、把握している資料等は持ち合わせてございません。

また、その職員のほかに再任用の職員の部分、この部分につきましては、4月1日現在におきまして職員の機構図という形で5月号の広報に恐らく折り込みになっているかと思いますが、その部分で管理職、いわゆる非組の職員、そのほかに正規職員で組合に加入している方、組合に加入していない方、また、短期または通常の業務という形で再任用になっている方については、お知らせをいたしております。

また、そのほかに雇用の方法といたしまして、会計年度任用職員で雇用している方々がおられます。その中でも通常の勤務体系の方とパートタイムの体系の方がおられまして、これらの方々につきましても職員組合に加入する要件的には満たしているというふうには伺っておりますが、ただ、加入しているかどうかという部分につきましては、こちらのほうで把握している資料等はございません。

以上でございます。

1、委員長（渡辺） 星加委員。

1、委員（星加） 私の言いたいのは、裏玄関から入ってきたら、組合の大きな旗が張ってあるではないですか。職員の区分はどうなっているのか。管理職、管理職でない、要するに指定職、一旦退職して再雇用されている人もいる。そういうのは組合に入っているのか入っていないのか、そういうことを詳しく知りたいと言っているの。分かるかい、俺の説明。例えば、教育部局は何人、こういう人は何人、こういうことを聞かせてくれと言っているのだよ。分かったか。

1、委員長（渡辺） 休憩します。

午前10時53分 休憩

午前11時05分 再開

再開します。

山崎総務課長。

1、総務課長（山崎） 大変失礼いたしました。

職員組合の組合員数でございます。町長部局が97名、教育委員会部局が11名、合計108名となっております。

以上でございます。

1、委員長（渡辺） 星加委員。

1、委員（星加） 木で鼻をくくったような答弁だか説明だか分からないけれども、それでは承知できないの。最初、冒頭私が発言したのは何て言ったと思う。もう一回よく胸に手を当てて聞いてみろ。もう我々の任期もあと半年ですと、こう言っているのだぞ。だからどうだということではないけれども、そういうことを前段で申し上げているのですよ。そのことを、だから役場の裏口を入ってきたら、大きい赤い旗が張ってあるのだ。何だ、あれ。そういうことを私も当時、職員のときに組合活動も手いっぱい、人に負けないだけやってきた。したがって、その上で組合活動がどこまでどうなっているかということを知りたいと言っているの。それを木で鼻をくくったような説明をされたら、たまったものでない。

町長、どうですか。人ごとみたいな顔しているぞ。そういうことをちゃんと説明してくれと言っているのだよ。分からないか。

1、委員長（渡辺） 星加委員、これは決算委員会ですので、今の質問に正確にお答えできる、持ち合わせていないということもありますので、数字的にとか、そういうことについては後ほど担当者のほうから説明いたさせますので、議論はこの辺にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。ご理解ありがとうございます。

ほかに。

旗手委員。

1、委員（旗手） 50ページ、中川一郎記念館のことで質問いたします。

入館者が1年間で321人と極端に少なくなっていますが、その要因はどこにあると考えますか。また、地元の入館者は、このうち何人でしょうか。

それから、2点目は、令和3年度は新型コロナ感染拡大で2月から閉館していると説明がありました。ホームページを見ると令和4年度から土日のみ開館するとのことですが、その説明がなかったと思いますが、これはどのようになっていますか。

1、委員長（渡辺） 山崎総務課長。

1、総務課長（山崎） まず、開館の関係でございますが、令和4年度から土日及び祝日の開館に変更という形をさせていただいておりまして、それにつきましてはご説明済みというふうに伺っております。

また、来館者の人数のうちの町内の方ということでございますが、来館された方の人数につきましては、毎日、日報等で記録してございますが、個人の出身地等につきましては、把握してございません。あくまでも人数だけの管理となっております。

以上でございます。

1、委員長（渡辺） 旗手委員。

1、委員（旗手） ホームページを見ましたら令和4年度から土日のみ開館するとのことですが、その説明は今ありましたでしょうか。説明していましたか。

再三この記念館の運営については指摘をしているわけですが、運営の見直しについて経過、どのように検討されてきたのでしょうか。そのことについてもう一度説明をお願いします。

1、委員長（渡辺） 山崎総務課長。

1、総務課長（山崎） 令和4年度からの開館の変更につきましては、行政報告で過去にさせていただいている経緯がございます。

また、会館の今後の運営につきましては、基本的にはやはり基金の残高の関係もございますので、適正な管理を心がけながら、現在の運営方法を続けてまいりたいというふうには考えてございます。

以上でございます。

1、委員長（渡辺） 山谷委員。

1、委員（山谷） 説明資料の42ページです。

8目ふれあい活動費の事業番号2番、町民活動関係、主要施策の（2）、東京、札幌、帯広広尾会についてであります。

これまで広尾町のために協力していただいた帯広広尾会、さらに札幌広尾会が、コロナの影響もあって活動に支障を来して、解散あるいは休止状態になっています。ご承知のように、今まで広尾町のために様々な局面でご支援をいただいたことに、まずもって感謝申し上げたいと思います。

そこで、今後、組織の再構築の考え方は、町としてどのように考えるかを伺います。

1、委員長（渡辺） 山岸企画課長。

1、企画課長（山岸） 今言われたように、これらの会もコロナ禍の影響によりまして、あと会員の高齢化もありまして活動が停止、帯広広尾会においては令和5年3月31日をもって解散となっております。これまでも町の各種事業に支援を協力いただいているところであります。これらの会の自主的な事業に対しまして、町も補助金の交付をしてまいりました。会の概要についてもホームページに掲載しております。これらのことについては、継続して会の存続に寄与していきたいと考えております。

以上です。

1、委員長（渡辺） 山谷委員。

1、委員（山谷） 今説明がありましたけれども、相手もあることなので難しいことであることは承知していますが、広尾町出身の皆様の郷土愛にこれまですがりながら、絆をつなげていくために、町として何ができるのか考える余地はないでしょうか。伺います。

1、委員長（渡辺） 山岸企画課長。

1、企画課長（山岸） 現在、この広尾会の活動においても、基本的には広尾出身の方の参加ということであったのですが、最近は広尾出身の方のみならず、広尾町に滞在されていた方や広尾町に関係する方にも、会への参加を呼びかけていると伺っております。新たな会の活動傾向も見られますので、広尾町としても会の要請に応じ、ホームページ等を通して会のPRに努めてまいりたいと考えております。

以上です。

1、委員長（渡辺） 小田委員。

1、委員（小田） 説明資料の順番でいきたいと思うのですが、まず最初に18、19ページに職員の方の研修のために派遣したというようなことでずっと載っていますけれども、1年前もちょっといろいろこの辺について聞いたのですが、そのときにはメンタルヘルス研修というのが

たくさんありまして、延べの数でいくと30人から40人の方が受けていた講習であつたのですが、今回は19ページにリモートでの実施ということで1名かな、もう少しいますね。2件分ありますね。このメンタルヘルスが急になくなったのは、これ自体はメンタルヘルス研修というのを、講座というのをやっている企業かな、あると思うのですが、大阪の商工会議所かな。だと思うのですが、この辺については、もうみんな体得というか、会得したのか、それでもうこのことについてはやめたというか、規模を小さくしたのか。それか、はっきり言うと講習でなかなか勉強なるやつとならないやつとかいろいろあると思うのですが、これについては、いい悪い関係なく内容あるいは継続することについて、職員の方の研修に対する意気込みとはあまり関係ないものなのかどうか、その辺、具体的に教えてほしいと思います。

それが1件で、そして先ほど広尾町の食材を荒川区のほうに提供するという関係なのですが、28ページの中央のほうに、ちょっと説明してほしいのは、日暮里の小学校、第二は1回だけでも、第三のほうは13回と多くなっているのは、これはどういう理由なのかというのと、あと、このところに昆布の注文がありましたという、学校給食の食材として少し功を奏してあれしたのかと思うのですが、金額的にはどのくらいの注文だったかも教えてほしいと思います。

そして、次に29ページ、次のページについて、「北の流氷」の映画についてを質問したいのですが、事業名としては、ここにありますよね。そうですね。4番目の事業項目でありますね。日高東部3町との広域連携事業ということで2,470万円ということでありますけれども、この金額等についてちょっと質問したいのですが、これについて、平成29年からずっと支出していますけれども、実際にはまた1年遅れて来年かなというふうに予定されているらしいですが、この支出の合計金額とか、あと負担金、出資金等について1回総ざらいしたいと思うのですが、この辺について確定というか、もしあれだったら大体の数字でもいいと思うのですが、それを教えてください。

そして、次、資料の36ページなのですが、一番下にパンフレットのことで、広尾町移住パンフレット作成委託業務ということで1,000部作られていて、その事業費は90万8,000円で、割り算でいくと908円ということで、このパンフレットの値段についていろいろ、それぞれの人が高い安い、実際に現物を見ていないとあれですが、この辺について町としてはどのように考えているのか教えてください。

以上4点、お願いします。

1、委員長（渡辺） 山崎総務課長。

1、総務課長（山崎） それでは、私のほうから研修の関係につきましてご説明させていただきます。

メンタルヘルス研修の関係でございますが、研修のメニュー、年度ごとに十勝町村会の実施のもの、また、北海道の研修、道の職員研修センターの研修ということで年度ごとに公表されてございまして、令和4年度につきましては、そのメニューの件数が少なかったという部分がございます。

また、令和3年度に多かったという部分でございますが、事前に研修を受けた職員が講師となり、庁舎内で町で実施した研修をやっております。その関係で令和3年度、メンタルヘルス研修の参

加者が多かったということになってございます。

以上でございます。

1、委員長（渡辺） 山岸企画課長。

1、企画課長（山岸） 荒川区内の小中学校への広尾町産食材の提供でございますけれども、それぞれの学校から要望があったときに、広尾町が3年間にわたって半額、その食材分を負担するということで、要望があった学校の部分で第三日暮里小学校は13回ということで増えたということだと思います。

昆布の注文の金額ですが、今ちょっと手持ちがございませんので、後ほどご説明したいと思います。

それと、広尾町移住パンフレットの作成委託業務なのですが、90万8,000円ということで、今言われたように1冊908円程度ではないかということで、どうなのでしょうということなのですが、この移住パンフレットの作成に当たっては、デザインを新規に、あと広尾町の内容について、アウトドア、各種商店、そういった内容について把握している会社に、こちらのほうを注文したところであります。このパンフレットを作成するに当たって、各種見積りを関係会社からも取っているわけですが、やはりこのパンフレットを作るに当たって、先ほど説明しましたように、ただ印刷するだけではなく、企画、写真等、それとモデル、そういった方々がおりますので、このような金額になったというところであります。

以上であります。

1、委員長（渡辺） 室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） 説明いたします。

29ページの企業版ふるさと納税事業の中の日高東部3町との広域連携事業、広域連携映画製作準備活動におきまして、146ページにその内容を載せております。2つ目のところ、製作委員会負担金で2,500万円の負担金を掲載しておりますが、30万円の違いがございますけれども、この違いの分につきましては、一般指定寄附の部分が足りない分でございます。令和4年度の2,500万円の内訳でございますが、9業者から2,500万円、企業版ふるさと納税と指定寄附をいただいて、負担金として支出をしたところであります。

以上です。

1、委員長（渡辺） 小田委員。

1、委員（小田） メンタルヘルスなのですが、これ、1つ確認しておきたかったのですが、一応研修、勉強された後に何か試験みたいなのがありますね。ないのかな。ネットで見ていたら、試験を受けるのに1万1,000円の受験料というか、そうやって書いてあるのですが、この辺も集大成ということで、試験を受けているのか、そして受かったりしているのかということですね。それがこのメンタルヘルスに関してですけれども。

あと、荒川区の関係ですが、たしかどこかに荒川区を全てというか、ほとんど荒川区に対して広尾町の産物を広めるために、何作戦というか、ロールアップというか、ロール作戦というのかな、そういう形でやろうとしているような何か感じだったので、そういうことで、

あちらからの要望とは別に要らないものを渡せというのではないですけれども、もしあれだったら積極的に、前にも言ったことあるのですけれども、満遍なく荒川区の小学校に渡していけるような、そういうふうにして、取りあえず荒川区を、征服すると言ったらあれですけれども、徹底してやるというふうな考えはないのかどうかというのと、あと、流氷の関係ですけれども、ここで何を私は聞きたいかという、この映画の費用については、半分、一番近いえりも町が5割で、あと浦河町3割でしたか、あと、えりも町と広尾町が1割、1割という負担割合というのがありますけれども、これでいくと、広尾町がこれだけの金額を出しているということは、えりも町では計算していくと1億円を超える金額をこれに費やしているというふうなことなのかどうかを分かっているか教えてほしいと思います。

それと、900円という価格のパンフレットなのですけれども、これについてはパンフレットを作ることが目的ではないわけですから、これに対してほかの人から見て、いいアプローチだとか、いい宣伝内容だとか、ぜひとも移住に関して、もっと関係してみたいとか、そういうような動きといたしますか、そういうことまで費用対効果として何かあったのかどうか、そのことで、あとはパンフレットの売れ具合といたしますか、取られ具合ですよね、ほかの人に。がっちり残ったというのではちょっとあれですけれども、その辺についてどのようであったかについてお聞きしたいと思います。

以上です。

1、委員長（渡辺） 山崎総務課長。

1、総務課長（山崎） メンタルヘルス研修の関係でございます。

研修につきましては、あくまでも職員本人の職場での業務に生かしていただくことを目的としているもの、また、自己研さん等、職員の資質向上を目指しているという形で研修について実施をしてございます。そのため、本人の個人的な資格取得を目途としてございませんので、その部分につきましては町としては考えてございません。

以上でございます。

1、委員長（渡辺） 山岸企画課長。

1、企画課長（山岸） 荒川区の学校給食の食材提供ということで、満遍なくということでやるかどうかというお話だったと思います。荒川区の給食については、無償化という形で現在進んでいるというところで、今後、食材の提供の在り方をもう一度考え直さなければならないなというところであります。そのような形で、今現在、検討中であります。

昆布については、鎌田補佐のほうからご説明いたします。

先ほどのパンフレットの関係なのですけれども、内容を見ていただければ分かるのですけれども、広尾町の各種商店や集いの場所、そういったところを掘り起こしたパンフレットだと私は見て考えております。現在、枚数的にはどれぐらい残っているか把握はしていませんが、かなり町の内容について掘り下げたものだというふうに考えております。

以上です。

1、委員長（渡辺） 鎌田企画課長補佐。

1、企画課長補佐（鎌田） 昆布の使用の関係ですけれども、昆布については尾久西小学校で使用

していただくように、1段の昆布を食品会社と広尾町で負担をして使ってもらっている状況です。尾久西小学校で使用しなかった分につきましては、PRのためにその食品会社の関係しているほかの学校に使ってもらっているという状況でありまして、金額については詳細はちょっと出ないのですけれども、量については、昨年度については4つの学校で10キロ使っているという状況であります。

以上です。

1、委員長（渡辺） 室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） 説明漏れを含めて、ご説明させていただきます。

令和4年度末現在、広尾町が支出した額につきましては3,219万8,000円でございます。その内訳としまして、活動負担金としまして189万8,000円となっております。そのほか出資金としまして330万円、そのほか、ふるさと納税及び指定寄附で2,700万円、合計3,219万8,000円となっております。説明のときに、負担金の部分につきましては189万8,000円なのですがすけれども、ここの部分につきましては4町の中で1割の負担、出資金330万円の部分につきましても1割の負担となっております。

続いて、えりも町の支出金額なのですがすけれども、4年度末現在で6,424万8,000円となっております。そのうち、負担金としまして564万8,000円、出資金としまして1,650万円、ふるさと納税を含めた寄附金としまして4,210万円となっております。負担金、出資金、5・3・1・1の割合で負担しております。寄附金、協賛金等につきましては、その適用なく、企業の有利となる方法にて寄附や協賛いただき、各町にてそれぞれ支出をした額となっております。

以上です。

1、委員長（渡辺） 小田委員。

1、委員（小田） 「北の流氷」については、そうすると、その割合の5割対1割というのは、あまり関係なくなっているというの。関係ないというか、計算していくと足らないのではないかな。私の間違いかな。ちょっと教えてください。1割に対して5割、こっち側、その分出しているのだから、おまえももっと出せやということを言えとは言っていないですよ。ただ、最初の取決めと比べてずれたりすると、ちょっとそれは問題あるのではないかなと思うのですがすけれども、どうですか。

1、委員長（渡辺） 室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） 負担金の割合でいきますと、189万8,000円、広尾町が負担した額でございます。この掛ける5が564万8,000円、えりも町の負担額となっています。出資金としましても、広尾町が330万円、この掛ける5、5割分ということで1,650万円の内訳となっております。寄附金、協賛金等につきましては、各町それぞれ5・3・1・1の割合ではなく、企業がそれぞれ各町に関係のあるところからいただいた金額をそのまま支出している状況にあります。

以上です。

1、委員長（渡辺） 小田委員。

1、委員（小田） だから、そういうふうになっているというけれども、まずいのではないかな。と思うのですがすけれども、おかしいかな。寄附を得た金額が出ていますというのではなくて、それさえも5・3・1・1の割合でいかないとまずいかなと思うのですがすけれども、私、計算間違いかな。

どうなのですかね。

1、委員長（渡辺） 田中副町長。

1、副町長（田中） 企業版ふるさと納税の関係でございますので、今、担当課長のほうが申し上げました映画製作に関わる負担金、それから出資金、こういうものについては、4町の中で取決めをしまして、5・3・1・1という負担割合でやりましょうと。ただ、この企業版ふるさと納税を含めて、一般の寄附金も含めて、この関係については、例えば企業版ふるさと納税であれば、広尾町にゆかりのある、広尾町を応援してくれる企業、これは広尾町がお声がけをして、こういう映画を作るので企業版ふるさと納税として協力していただけないでしょうかということを広尾町がやっています。えりも町はえりも町、様似町は様似町、浦河町は浦河町でそれぞれ企業がございまして、それぞれの町で関わりのある企業さんにお声がけをして、企業版ふるさと納税として映画製作にご理解をいただいた企業から寄附をしていただいて、その分を出すという形で今進めているという状況でございます。負担金、それから出資金の割合とは関係のないことだというふうにご理解いただきたいと思います。

1、委員長（渡辺） 前崎委員。

1、委員（前崎） 決算書の61ページ、総務費、時間外勤務手当の関係であります。

各款項でこの時間外勤務手当、登載されておりますけれども、全課にわたってあるわけですが、事前に頂いた令和4年度の時間外勤務手当の執行状況、これを見ますと、例えば企画課が5人で総時間外数が2,174時間、平均435時間、最大時間が521時間となっております。そのほかの農林課では430時間、総務係・学校教育では414時間ということで、400時間を超えている内容となっておりますけれども、今、働き改革という形で、時間外を抑制といいますか、そういった形を、国を挙げて取り組んでいるさなかであります。

そういった中で、以前から月の時間外労働時間、これは80時間が過労死ラインという形で、通常45時間が適切な時間外の上限というふうになっておりますけれども、今回今言われたところについて、個人差はあると思うのですけれども、お一人で例えば月45時間を超えている方、これが何人、何か月あったのか、これについてご説明をいただきたいと思います。

次、63ページの18節負担金補助及び交付金の関係なのですが、自衛隊協力会補助金の関係で質問したいと思いますが、今年の2月、3月、各マスメディアで自衛官募集のための名簿提供について、特に札幌市、帯広市など4市が閲覧から、いわゆるデータ、紙の名簿提供に変更したというようなことが大きく出ておりましたけれども、本町において、以前は閲覧という形を取っていたと思うのですね。現状はどうなっているのか、これについてご説明いただきたいのと、この中で除外申請という、要するに個人情報保護の観点から本人が自分の名簿については提供しないでほしいということを自治体へ申し入れる、それについては提供しないということが、いわゆる除外申請となっております。広尾町の場合、除外申請が何件この間あったのかということと、町の広報8月号に除外申請の広報による周知がありましたけれども、それ以前にそういった除外申請に関わる住民周知はされてきたのかどうか、これについてご説明いただきたいと思います。

次は、主要施策の説明資料でありますけれども、33ページの北海道十勝地域と東京たいとう・す

みだ連携交流事業ということでいろいろと、江戸の伝統文化を活かした十勝産品による新しい食文化の創出事業ですとか、十勝食材フェア、特産品フェア、クッキング交流会等々やっておりますし、十勝・東京スポーツ・アウトドア交流拡大事業とか、いろいろな事業展開しておりますけれども、これは十勝全体という部分で、広尾町の関わる部分について、どういった事業に何人参加して、この事業費で82万2,000円となっておりますけれども、内容についてご説明をいただきたいと思います。

あと、次、37ページの(4)の結婚新生活支援事業で、令和4年度新規事業という形でスタートいたしましたけれども、支給件数が2件ということで、ここで大きなネックとなっているのは、夫婦の合計所得金額が400万円未満というのがネックになっているかというふうに思うのですけれども、この主要施策報告書の中に、婚姻届出件数が61件になっておりますけれども、実際の真水の部分で本町で何件の婚姻届があったのか、それについて2件ですから、かなり割合が少ないということで、私が一般質問で取り上げたときに、先行している清水町でも初年度は数が非常に少ないというような形で見直しをしておりますけれども、これについてどういう内容かお知らせをいただきたいと思います。

あとは、55ページなのですが、2目の事業番号2番、十勝市町村税滞納整理機構の収納状況の関係であります。令和4年度については11件引継ぎしておりますけれども、この負担金の納付としては、1件当たりの均等額と、それから収納実績割合、二通りあるかと思うのですが、それぞれ数字をお示しいただきたいと思っています。この滞納整理機構に引き継いだ中で、例えばAさんは約87万円の滞納があるけれども、税の収納はゼロだとか、あと7万5,000円の滞納額に対して5,000円の納税、あるいは73万円に対して2万円の納税とかという形があります。そのほか、3万円、4万円というのもありますけれども、こういった部分を含めて、機構に支払う額と実際徴収していただく額、いわゆる費用対効果といいますか、払った額以上に納税をしていなければ、結果として意味がないということになるのですけれども、その点についてご説明をそれぞれいただきたいと思います。

1、委員長（渡辺） 山崎総務課長。

1、総務課長（山崎） それでは、私のほうから時間外勤務の関係でご説明いたします。

まず、45時間を超える時間外勤務があった職員数につきましては、令和4年度につきましては19名であります。合計で超えた月数につきましては、19名で48か月となっております。

以上でございます。

1、委員長（渡辺） 村中住民課長補佐。

1、住民課長補佐（村中） 先ほどご質問のありました名簿の提供の関係についてご説明させていただきます。

私どものほうでは、今年度に関しましては、15歳以上の男子、この関係については名簿の閲覧という形で従前どおり対応しております。ただし、18歳の男女については、自衛隊のほうから名簿の提供、紙での提供という依頼がありましたので、提供をさせていただいております。

新聞報道にありましており、8月に周知したというのは、新聞報道を見て、私どものほうでもこういう状況があるというのを確認いたしまして、その中で実際窓口には1人の方が来られて名簿の

ほうを閲覧しないでほしいという要求がありましたので、それに従って今回法律のほうの整備させていただいて、周知をさせていただいたところになっています。そして、実際に今、閲覧を拒否するという方が2名あります。この方については、今後も永続的に、本人の希望がない限り閲覧のほうは拒否という形でさせていただくという形になっております。

以上です。

1、委員長（渡辺） 鎌田企画課長補佐。

1、企画課長補佐（鎌田） 私のほうからは、たいとう・すみだの連携交流事業の関係で説明させていただきます。

この事業につきましては、国の地方創生推進交付金を活用しまして十勝地域と東京台東・墨田区が交流するというものでありまして、令和2年度から令和4年度の3年間実施をしたものであります。最初、事業スタートした直後は、コロナの感染の影響もありまして、なかなか人の移動ができないということで、オンラインの実施をしていましたけれども、最終年となります令和4年度は、ここに記載をしていますとおり、人の交流も含めた事業展開となったところであります。

広尾町の関わる部分ということでもありますけれども、まず特産品の販売につきまして、広尾町産、例を挙げますと星屑昆布でありますとか大トロいわし、そちらを提供して販売の品目に加えてもらったということ、それから十勝食材フェアということで、広尾町からも魚介類等の食材を提供しております。

あと、特産品づくりということにつきましては、エゾシカ肉、それから革製品の試食会であるとかお披露目会に出席をしたということになります。

以上です。

1、委員長（渡辺） 山岸企画課長。

1、企画課長（山岸） 結婚新生活支援事業の関係でありますけれども、合計所得金額が令和5年4月1日より400万円から500万円に国の制度も変わったということで、広尾町のほうも、その制度等に追随しております。まだまだ2件ということでは少ないということで、これからもこの制度の周知に努めてまいります。

1、委員長（渡辺） 楠本住民課長。

1、住民課長（楠本） 十勝市町村税滞納整理機構に係る負担金の内訳でございますが、各町村1町村、皆さん平等にかかる均等割20万円、それと実績割が38万8,000円、これは令和2年の収納実績の8%分となっております。それから、件数割が110万円、件数割、1件10万円の11件分です。合わせて168万8,000円の負担金となっております。

費用対効果の部分なのですが、令和4年度、機構で収納した実績が407万9,762円なので、168万8,000円の負担金に対して407万9,762円ですので、費用対効果は240%ということで出ております。

以上です。

1、委員長（渡辺） 昼食のため、休憩します。

午前 11時51分 休憩

午後 1時00分 再開

再開します。

先ほどの松田委員の質問に対しまして説明保留がありましたので、その説明の発言を許します。

山崎総務課長。

1、総務課長（山崎） 午前中の松田委員からのご説明に漏れている部分、今回ご説明させていただきます。

防犯カメラの関係でございます。防犯カメラの記録時間につきましては、おおむね1週間程度といたしております。媒体としては、SDカード250ギガを利用しております。

以上でございます。

1、委員長（渡辺） 前崎委員。

1、委員（前崎） 決算書の61ページの時間外手当の関係であります。

先ほどの説明では、一月の超過勤務、時間外労働時間が45時間、19名、48件あったということでもありますけれども、やっぱり月45時間を超えないような、そういった人員配置が今後必要かと思えますけれども、その点について職員の健康を守る観点からこういったふうな形で検討されたか、ご説明いただきたいと思えます。

また、従前もちょっと説明を求めたのですが、管理職の時間外勤務というのは基本的には帳簿類等はつけていないかと思うのですが、今後そういったものをデータ化するような説明をされておりますけれども、今現在、管理職の時間外勤務の内容についてデータ化されているのか、ご説明をいただきたいと思えます。

それから、自衛官の募集の関係について再質問いたしますけれども、まず除外申請が2件あったということでもありますけれども、これは先ほども言いましたように3月、4月にかけて各マスメディアが大々的に取り上げたということで、それをご覧になった町民の方がそういった除外申請をしたというふうに推測されますけれども、町としては、8月の町広報には出ていますけれども、それ以前はしていないということで、今後定期的にそういった周知はする必要があると思えますけれども、それについても併せてお願いをいたします。

それと、先ほどの説明の中で、名簿提出者の人数、これをご説明いただきたいと思えます。

それと、先ほど15歳、中学生の名簿の閲覧があったということでもあります。ただ、自衛隊法施行令第120条ですけれども、この中で資料の提供を依頼できるのは自衛官または自衛官候補生と規定されております。したがって、18歳以上という形になります。中学生の住民基本台帳情報の閲覧については、自衛隊の高等工科大学、いわゆる一般的には高等学校の部分なのですが、この生徒募集のために住民基本台帳情報を閲覧して集める場合もあるというふうに規定がございます。ただ、今言いましたように、自衛隊の施行令の規定でいけば、自衛隊が高等学校の生徒募集のために個人情報を提供するようなことを自治体に申し入れをしているということについては問題があるということで、過去にそういった自治体もあると聞いております。そういった意味では、今後も含めて

どのように考えておられるのか、ご説明をいただきたいと思います。

それから、成果報告書55ページの市町村税滞納整理機構の収納状況でありますけれども、1件当たりの均等割、手数料が10万円ということであります。したがって、さきに頂いた資料を見ますと、令和4年度の納付額がゼロ円が1件、それから5,000円が1件、4万円以下が3件ありますけれども、確認なのではありますけれども、これ、ゼロ円でも1件10万円としてカウントされて納付をしなければならないのかどうかということを確認したいと思っております。

いずれにいたしましても、従前ですと大体10万円を超える額を徴収していた事例がありましたけれども、今回、特に納付額が少ないという件数が5件もあるものですから、そういった意味では、今まで毎年12件から13件引継ぎして、今回11件ですけれども、こういった金額が少ない、あるいは納付の期待が持てない分については、あえて引継ぎする必要はない。そのことによって本町のコストの削減にもつながるというふうに認識しますけれども、その点についてご説明いただきたいと思っております。

1、委員長（渡辺） 山崎総務課長。

1、総務課長（山崎） 時間外勤務の関係につきまして、私のほうからご説明いたします。

職員の健康管理というご質問でした。今回、45時間を超える職員につきましての時間外が増えておりました要因、全て把握できているわけではございませんので、そういった要因につきまして調査をした上で、業務改善できる部分は業務改善をしていき、また、職員の適正配置に努めまして、職員の健康管理に努めてまいりたいと考えてございます。

あと、管理職員の関係でございます。管理職員の時間外の勤務時間数につきましては、いわゆる業務用パソコンの使用履歴から、ある程度の把握ということをしておりまして、時間につきましては正確な把握ではございません。ただ、昨年度の使用実績から見ますと、職員と同じように月45時間を超えているような職員が4名程度見られているという状況もございますので、職員と同様、健康管理に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

1、委員長（渡辺） 村中住民課長補佐。

1、住民課長補佐（村中） まず、除外の申請の関係なのですが、今後どのように周知していくかということだったのですが、まず15歳、18歳の中学卒業、高校卒業程度の男女もしくは男性ということで周知するという事になれば、卒業の前に皆さんのほうにチラシ等を人数が少ないのでお配りして、実際その後高校に入るとか大学に入るときに手続に来られますので、そのときに、例えば除外の方がいらっしゃったら同時に申請していただけるというような形で周知を図ってまいりたいと考えております。

また、あと、令和4年度に関してなのではありますけれども、実績といたしまして15歳の男性26名の名簿の閲覧のほうを実施しております。以上です。

あと、自衛隊法の関係だったのですが、第97条の中で「都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う。」となっております。また、先ほどいただきました自衛隊法施行令第120条では、「防衛大臣は、自衛官又は自衛官

候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。」となっていますので、一応それに基づいて事務のほうをやっておりますので、除外のほうの周知もしながら、こちらのほうの事務も執り進めてまいりたいと考えております。

以上です。

1、委員長（渡辺） 楠本住民課長。

1、住民課長（楠本） 機構の関係ですけれども、収納率ゼロ円でも件数割はかかるのかということなのですが、年度当初に11名の引継ぎを行った時点で10万円掛ける11件ということで、ゼロ円でも件数割はかかります。

それと、金額が少ない方が5件いらっしゃるのですが、この案件に関しましては、いろいろ町外にいたりとか、そういった機構をもってしても、なかなか徴収に結びつかない難しい案件ということでございます。ただ、今がゼロ円だったり、金額が少なかったりしても、職場の調査ですとか財産調査をして徴収に結びつけられるというときもありますし、結果としてゼロ円という場合もございます。ただ、委員がおっしゃいますように、何年も徴収に結びつかないでゼロ円が毎年続くようであれば、引上げも検討していかなければならないのかなというふうに考えております。

以上です。

1、委員長（渡辺） 前崎委員。

1、委員（前崎） 滞納整理機構については毎回取り上げさせていただいておりますけれども、例えば滞納額が7万5,000円の方も引継ぎをするということで、最初から10万円の手数料、均等割額より下回っていますよね。最初から2万5,000円損失をする形で引継ぎをしている。以前、今まで継続している絡みで引き継がざるを得ないというような説明だったので、そうすると7万5,000円の滞納があっても5,000円しか納めていない、まだ7万円残っていますよと。これが仮に来年も引継ぎするとすると、何年かかるか分かりませんが、1,000円しか入らなくても5,000円しか入らなくても10万円を納めなければならないということが続きますので、この辺はきちっと広尾町として費用対効果を見極めた上で、引継ぎ部分について精査する必要があるだろうというふうに思っております。

私も再三言っておりますけれども、当然、以前は町の税務課職員がそれぞれ町民と接して、その中でご本人の納税の、いわゆる分納を含めて誓約を交わしながら進めてきた経緯がありますから、そういった意味では原点に返って取り組んでいく必要があるのではないかとこのように考えておりますけれども、その点についても一度ご説明をお願いいたします。

1、委員長（渡辺） 楠本住民課長。

1、住民課長（楠本） 少額引継ぎの関係でございますが、確かに年度の当初からもう10万円を切った状態での引継ぎを行っているという方も令和4年に関しては1件ございます。委員がおっしゃったとおり、今までの経過で毎年機構のほうで徴収を行っていただいて、令和4年のスタート時点では10万円を切るような徴収額だったと、結果としてなったというものでございます。

ただ、7万5,000円という金額でもう既に2万5,000円、件数割が決まっているということではあ

るのですけれども、ただ、金額の多寡ということがとても大事なのですが、私どもとしては、機構に引き継いでいる方たちは、私たちが日々徴収事務をやっている中でも、なかなか徴収に結びつかないという、いわゆる悪質な方たちということで引継ぎを行っておりますので、そういう部分では金額は確かに件数割は割ってしまっているのですけれども、そういう意味では変わらず機構のお手伝いをいただきながら、少しずつでも徴収に結びつけていきたいというふうに思っております。

ただ、日々の徴収事務については、電話がけですとか、文書を送付するですとか、ご本人と会って納税の状況を伺うとか、引き続きそういったことで機構への引継ぎを行っていきたいと思っております。よろしくお願いします。

1、委員長（渡辺） 次にございますか、何か。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、審査番号2、3款民生費を審査します。決算書は94ページから137ページ、主要施策等説明資料は62ページから102ページです。

特に説明する事項があれば、簡略に説明を願います。

宝泉保健福祉課長。

1、保健福祉課長（宝泉） 民生費につきましてご説明いたします。

初めに、決算書の96ページ、97ページをご覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、中段の12節委託料におきまして、71万2,538円の不用額が生じました。委託料の確定によるものです。主な執行残は、社会福祉協議会業務委託料（高齢者・障害者等生活支援事業）の36万5,938円で、軽度生活支援事業、給食サービス事業における利用者の減少によるものです。

同じページ、18節負担金補助及び交付金におきまして、440万4,227円の不用額が生じました。団体補助金の確定によるものです。主な執行残は、社会福祉協議会補助金の430万6,562円で、事務職員の産休による人件費の減によるものです。

その下の19節扶助費におきまして、69万503円の不用額が生じました。給付事業費の確定によるものです。主な執行残は、福祉灯油の23万8,036円です。

同じページ、一番下の27節繰出金におきまして、252万7,000円の不用額が生じました。国民健康保険事業勘定特別会計の事業費の確定によるものです。

次に、予備費の充用についてです。

97ページの右側の備考欄最下段、19節扶助費の行旅死亡人葬祭費13万7,849円は、予備費から13万8,000円を充用しました。十勝沖で発見された身元不明の行旅死亡人の火葬及び埋蔵並びに官報掲載に要する費用に充てたものです。

次に、100ページ、101ページをご覧ください。

中段の2目社会福祉施設費、10節需用費におきまして、137万1,135円の不用額が生じました。施設維持管理費の確定によるものです。主な執行残は、公衆浴場の燃料費の94万2,840円でした。

次に、108ページ、109ページをご覧ください。

中段やや下の4目障害者母子福祉費、12節委託料におきまして、66万8,811円の不用額が生じました。委託料の確定によるものです。主な執行残は、腎臓機能障害者通院送迎サービス事業委託料の31万8,680円です。

同じページ、19節扶助費におきまして、609万6,433円の不用額が生じました。給付事業費の確定によるものです。主な執行残は、自立支援給付費の247万957円、障害者医療費の114万8,401円です。

次のページ、110ページ、111ページをご覧ください。

予備費の充用についてです。

111ページ右側の備考欄中段やや上、22節償還金利子及び割引料の過年度障害者医療費国庫負担金返還金43万779円は、予備費から43万1,000円を充用しました。

次のページ、112ページ、113ページをご覧ください。

下段の6目社会福祉費、19節扶助費におきまして、96万7,467円の不用額が生じました。養護老人ホームの入所に係る老人福祉施設措置費の確定によるものです。

次のページ、114ページ、115ページをご覧ください。

上段の27節繰出金におきまして、571万4,000円の不用額が生じました。介護サービス事業特別会計の事業費の確定によるものです。

次のページ、116ページ、117ページをご覧ください。

中段の7目生活支援ハウス施設費、10節需用費におきまして、84万6,666円の不用額が生じました。施設維持管理費の確定によるものです。主な執行残は、修繕料の41万6,300円です。

同じページ、12節委託料におきまして、285万2,276円の不用額が生じました。委託料の確定によるものです。主な執行残は、生活支援ハウス管理運営委託料の278万2,476円で、人件費の減によるものです。

次のページ、118ページ、119ページをご覧ください。

中段やや下の10目住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費、11節役務費におきまして55万1,723円の不用額、その下の18節負担金補助及び交付金におきまして1,138万円の不用額がそれぞれ生じました。給付事業費の確定によるものです。

次のページ、120ページ、121ページをご覧ください。

中段の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業費、18節負担金補助及び交付金におきまして、130万円の不用額が生じました。給付事業費の確定によるものです。

次に、飛びまして決算書の371ページをご覧ください。

財産に関する調書です。

ページの下段、3の債権についてです。表の上段の高齢者居室整備資金貸付金の状況ですが、前年度末現在額182万円に対しまして、決算年度中増減額は貸付金の返済による21万円の減少となり、決算年度末現在額が161万円となったものでございます。

続きまして、決算に係る主要な施策等説明資料について説明いたします。

資料の66ページをご覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、上段の事業番号13番、特定非営利活動法人

の一まひろお補助事業についてです。NPO法人の一まひろおが事業活動の持続に向けた人材確保の取組として実施した職員の給与面における処遇改善に対しまして、障がい者福祉の向上の見地から財政支援を行ったものです。全ての職員14人分の10月から3月までの6か月分の給与等の引上げ相当額を補助したもので、補助金額につきましては記載のとおりです。

次のページ、67ページをご覧ください。

下段の事業番号16番、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業についてです。エネルギー・食料品価格高騰対策としまして、福祉灯油助成対象世帯のうち、住民税非課税世帯に対し1世帯当たり1万2,000円の高齢者世帯等給付金を給付し、生活支援を行ったものです。支給世帯数、事業費などにつきましては、記載のとおりです。

次に、71ページをご覧ください。

事業番号4番、重層的支援体制整備事業（地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業）、高齢者外出支援交通費助成事業についてです。高齢者の方々の買物や通院などの外出を支援するため、75歳以上の方へタクシーとバスの利用における助成券を発行しました。令和3年度に引き続きまして、8月10日から11月9日までの3か月間、この事業の本格実施に向けた実証事業として実施したものです。利用人数、利用状況、事業費などにつきましては、記載のとおりです。

次に、78ページをご覧ください。

2目社会福祉施設費、上から2番目の事業番号5番、老人福祉センターボイラー更新工事についてです。老朽化したボイラーを更新することで、公衆浴場の営業を安定的に持続させ、高齢者の方々の健康と保健衛生を保持し、交流と憩いの場を提供することができました。工期は9月20日から10月16日までの27日間、事業費などにつきましては記載のとおりです。

次に、94ページをご覧ください。

10目住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費、上段の事業番号1番、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業についてです。新型コロナウイルスの影響が長期化する中、臨時特別給付金を給付することで、所得の低い方々の生活を支援したものです。

まず、一番上の表は、令和3年度からの継続給付分で、令和3年度住民税非課税世帯に対し1世帯当たり10万円を給付しました。

次に、2番目の表は、令和4年度住民税非課税世帯で令和3年度分の臨時特別給付金を受給していない世帯に対し1世帯当たり12万円を給付したもので、このうち2万円は町独自の支援分として上乗せ給付し、生活支援を強化したものです。

3番目の表は、令和3年度分の臨時特別給付金として既に10万円を受給した世帯に対し、町独自の支援分として2万円を追加給付することで、給付合計額を12万円とし、令和4年度住民税非課税世帯に対する給付額と同じ水準で生活支援を強化したものです。支給世帯数、事業費などにつきましては、各表に記載したとおりです。

なお、この給付事業の財源につきましては、国の補助金を活用したほか、町独自の支援分は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てて実施しました。

最後に、同じページ、下段の11目電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業費、事

業番号1番、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業についてです。令和4年度住民税非課税世帯に対し臨時支援給付金を給付し、電力・ガス・食料品などの価格が高騰する中、所得の低い方々の生活を支援したものです。給付額は1世帯当たり5万円、支給世帯数、事業費などにつきましては記載のとおりです。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

1、委員長（渡辺） 楠本住民課長。

1、住民課長（楠本） 住民課分の説明をさせていただきます。

決算書の112ページ、113ページをお願いいたします。

3款1項5目身障ひとり親医療特別対策費です。ページの上から4段目、19節の扶助費でございます。141万5,050円の不用額が生じております。内訳としては、重度心身障害者医療費28万4,495円、ひとり親家庭等医療費で58万1,820円、乳幼児及び児童医療費で54万8,735円の不用額がありました。見込んでいた額より医療費が伸びなかったことによるものでございます。

説明は以上です。

1、委員長（渡辺） 金石養護老人ホーム所長。

1、養護老人ホーム所長（金石） それでは、決算書103ページをお開き願います。

まず、不用額50万円以上のほうから説明させていただきます。

3款1項3目養護老人ホーム施設費、2節になります。給料67万9,533円の不用額が生じております。主な理由としては、会計年度任用職員の常勤職員を随時募集していたものであり、採用の応募がなかったことから執行残となったものであります。

続きまして、その下になります。3節職員手当等56万7,419円の不用額が生じております。主な内訳は、一般職員の時間外勤務手当、夜間勤務手当、会計年度任用職員の時間外勤務手当であります。募集したものと人員不足によるものが見込んでいた分の執行残となります。

続きまして、次のページ、104ページ、105ページとなります。

4節共済費182万1,840円の不用額が生じております。主な内訳は、会計年度任用職員の社会保険料、共済組合負担金等となっております。これにおきましても、同様に随時募集していたものの執行残となります。

続きまして、10節需用費になります。200万2,240円の不用額が生じております。主なものとしては、燃料費88万4,063円、光熱水費63万3,458円であります。厨房の床下給湯管が破裂して修復のめどがなかなか立たないということから、燃料費を見込んでおりましたけれども、比較的早い時期に修復できたことから不用額が生じたものであります。

続きまして、12節委託料となります。委託料に113万8,943円の不用額が生じております。主な内訳は、予防接種委託料、給食業務委託料となります。予防接種委託料におきましては、インフルエンザ発生時に感染拡大を予防するための投薬分となります。また、給食業務委託料については、実費相当分の食材料費が不用額と下回ったのですけれども、物価高騰分を見込んでいましたが、63万6,905円の不用額が生じたものであります。

続きまして、予備費充用となります。

105ページとなります。

備考欄、11番、役務費の最下段になります。予備費より8万5,000円充用しております。これにつきましては、昨年養護老人ホームで発生しました新型コロナウイルス感染症のクラスターの際に入所者の透析通院に伴う病院先でのPCR検査が必要となったため、1回8,500円の10回分ということで充用しております。

続きまして、備考欄、同じく02の養護老人ホーム施設費、需用費になります。修繕料に22万4,000円を予備費より充用しております。これにつきましては、厨房の業務用フードプロセッサのモーターが故障し、食事提供のため早急に修繕が必要となったことから充用したものであります。

続きまして、主要な施策等説明資料をお願いいたします。

82ページをお開き願います。

一番上になります。事業番号7番、介護業務改善支援委託業務となります。令和4年12月から働きやすい職場環境及びケアの質の向上を目標として、令和5年3月まで合計16回、会議及び研修、また、介護職員20名のカウンセリング面談を実施しました。事業内容及び事業の成果は、記載のとおりであります。

続きまして、その下、8番、介護ロボット導入支援交付金事業となります。養護老人ホームデジタルインカム機器委託業務として、インカム機器の導入をしております。職員間の連携のためのスマートフォン、また、職員同士の連絡手段としてネックスピーカーの増台により、介護職員の負担軽減だけではなく、入所者の対応もスムーズに行われるよう充実を図られたものであります。

続きまして、その下、9番、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業となります。養護老人ホーム感染対策資器材整備事業と養護老人ホーム空気清浄機購入事業となっております。感染対策のためのガウン、ゴーグル、マスク、グローブなど個人防護具の資器材の購入と、空気清浄機につきましては老人ホーム内に合わせて5台設置をし、感染対策を図ったものであります。

以上となります。

1、委員長（渡辺） 浜頭保健福祉課子育て支援室長。

1、保健福祉課子育て支援室長（浜頭） 決算書の120、121ページをお開きください。

私のほうからは、保育所費等の説明をいたします。

120、121ページの下の方になりますが、3款2項2目保育所費の1節報酬の不用額67万395円は、代替保育士、公務補、清掃員、調理員等のものとなっております。

次に、122、123ページをお願いいたします。

3節の職員手当等233万3,339円の不用額は、時間外勤務手当が主なものとなっております。

次に、同じページの10節需用費の72万486円の不用額は、燃料費、修繕費、光熱水費が主なものであります。

次に、同じページの15節原材料費の102万5,246円の不用額は、給食用、それと間食用の原材料費であります。

次に、130、131ページをお願いいたします。

5目子育て支援費の3節職員手当の不用額67万6,515円、下の方になりますが、一般職員の時間

外勤務手当が主なものとなっております。

次に、132、133ページをお願いします。

18節負担金補助及び交付金の不用額68万4,650円は、交付金や負担金の確定によるものであります。

次に、主要な施策をお願いいたします。

95ページになります。

まず、2目保育所費の事業番号1、認定こども園・保育所運営事業で、自動体外式除細動器購入事業、一番下になりますが、これは有効期限が切れる2台を入替えしたものであります。

次に、97ページをお願いいたします。

事業番号3、下になりますが、認定こども園・保育所施設事業で3つの新規事業を行っております。

まず、旧音調津保育所アスベスト調査委託業務ですが、この後説明します旧音調津保育所の解体工事を行う前にアスベスト調査を行ったものであります。

次に、その下の旧丸山保育所物置解体工事ではありますが、平成28年には閉所になっていた旧丸山保育所に隣接していました物置が少し傾いた状態になっていたもので、周りから見たら危ない状態ではないかと指摘もあったことから、解体を行ったものであります。

次に、98ページになります。

一番上の旧音調津保育所解体工事ですが、平成24年に閉所後、屋根や壁が剥がれて飛ぶおそれがある状態になっていたことから、音調津の町内会からも早急の解体の要望もありまして、解体を行ったものであります。

次に、100ページをお願いいたします。

6目出産・子育て応援交付金事業費の事業番号1、出産・子育て応援交付金事業で、これは国の施策になりますが、令和4年4月1日以降に生まれたお子さんが対象になりました。妊婦さんや子育て世帯に対しまして一貫相談支援を行って、それと同時に妊娠時に5万円、出産時に5万円を給付する経済支援を行ったものであります。この事業は、令和5年度以降も継続して行われております。

次に、101ページになります。

7目子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費の事業番号1、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業で、表3つに分かれておりますが、まず一番上の事業費301万3,737円の事業ですが、これは国の施策による事業で、18歳までのお子さんがある非課税世帯に対して1人5万円を支給したものであります。

次に、真ん中の表になりますが、57万586円の事業ですが、これは今言った国の事業に北海道が独自で施策した事業で、国の施策に追加する形で、前段の世帯に対して1人1万円を上乗せしたものでございます。

次に、下の2,341万9,154円の事業ですが、これは広尾町が独自に給付したものでありまして、18歳までの子ども全員に1人3万円を支給しています。ちなみに、3つの事業等も給付費と事務費を

合わせたものが事業費となっております。

以上で、説明を終わります。

1、委員長（渡辺） 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。3款民生費に対する質疑の発言を許します。

萬亀山委員。

1、委員（萬亀山） 主要な施策等説明資料の74ページです。7番の重層的支援体制整備事業、(1)の地域介護予防活動支援事業についてですが、これ、介護予防をするという意味で、私も百歳体操、そして筋トレ、ころ筋と、いろいろ参加させていただいております。

まず、なごみで行われていた会場がコロナ禍から老人福祉センターに移動されております。そのために、参加者が少なくなってきました。というのは、なごみに入っている方たちが参加できないということもありまして、老人福祉センターでやる場合は5人にサポーターが10人以上、15人とかといった人数で、とても割合が悪いというか、教える方たちはいっぱいいるけれども、参加者が少なくなってきたという意味です。それで、なごみの方たちも、やっぱり移動手段のないためにか、参加できないものですから、どうにかして以前のようになごみのサロン、あそこの会場にできないものなのかどうかちょっとお聞きしたいと思います。

それと、もう2つ目は、主要な施策等説明資料の99ページです。事業番号が1番の子育て支援事業、ファミリー・サポート・センター事業ということで、地域における子育てに関する総合援助活動を支援する事業として、これは22万6,520円となっております。これに関して、とてもいい事業だと思うのですが、登録されている受け入れてくれる人数は何人なのか、また、それに対する利用する人たちは何人、また、時間数などをお聞きします。

よろしくをお願いします。

1、委員長（渡辺） 村上地域包括支援センター長。

1、地域包括支援センター長（村上） 先ほど質問のありました、なごみで行われていたなごやかサロンの関係についてでございます。

こちらの会場では、なごみのほうでコロナの感染を受けまして、会場に外部から入ることが禁止になりました。それで、会場のほうを老人福祉センターに移しております。

それと、なごみの中で入居されている方がなごやかサロンにたくさん参加いただいていたのですが、コロナを受けまして、なごみの方が外部のそういった集まりに参加するということを気にされております。それで、なごみの方々を老人福祉センターに送迎してくださるというボランティアもいたのですが、参加できない形となりまして、参加者が減ったような形となっております。

以上です。

1、委員長（渡辺） 浜頭保健福祉課子育て支援室長。

1、保健福祉課子育て支援室長（浜頭） ファミリー・サポート・センター事業の事業内容について説明させていただきます。

まず、登録人数ということで、登録、サービスを提供する者ということになりますが、8名、あと利用人数といいますか、利用を希望する人数は1名、そして残念ながら活動実績がありませんで

したので、時間はゼロというふうになります。

以上です。

1、委員長（渡辺） ほかに。

前崎委員。

1、委員（前崎） 成果報告書の79ページ、養護老人ホーム施設費の入所状況、運営状況についてお聞きしたいと思います。

1つには、この79ページにあります入所待機者、男性25、女性39、合わせて64人となっております。養護老人ホームはいわゆる受付順という形であろうかと思えますけれども、この64名の待機者に関して、今現在64番目の方はおおむね何年後に入所可能になるのか、これについてご説明いただきたいと思えます。

あと、さきに議員協議会で資料として提供されましたけれども、養護老人ホームの介護職員数なのですけれども、例えば平成27年から令和4年度までの数字が出されていますけれども、全部となると大変なのですけれども、例えば平成27年度、それから令和2年度、それから本年の3月末現在のそれぞれ正職員、それからフルタイムの会計年度任用職員の数をそれぞれご説明いただきたいと思えます。

それから、あわせて会計年度任用職員のうち、3年以上経過している介護職員で、介護福祉士の資格を有する職員、それから資格を有していない職員の数、それぞれご説明をいただきたいと思えます。

1、委員長（渡辺） 金石養護老人ホーム所長。

1、養護老人ホーム所長（金石） すみません。

1つ目の質問、64名の待機者の現在の人数、ちょっと聞こえなかったもので、すみません。64名の……

（「64番目の方が何年後に入所できるのか」の声あり）

すみませんでした。ちょっと何年というのは分からないのですけれども、基本的に養護老人ホームの入所者の移動が年間やっぱり10名ないので、基本的には年間にやっぱり10名弱しか入所が進まないという形になっています。少ない年では5、6名という形しか進まないのです、基本的にはそう多くは来ないので、かかる方では3年以上かかる方もいますし、タイミングがよければ早く入れる方もいるのですけれども、入所の移動はその程度になっております。

続きまして、介護職員数ですね。正職員、何年度から……

（「27年から」の声あり）

（「令和2年」の声あり）

平成27年度、正職員2名、会計年度任用職員9名、令和2年度では正職員が1名、会計年度任用職員が9名、令和3年度におきましては正職員が2名、会計年度任用職員が8名となっております。

その中で資格取得している方ということになりますけれども、令和2年度におきましては会計年度任用職員で資格取得している方が1名、令和3年度におきましても会計年度任用職員で資格取得している方が1名となっております。

1、委員長（渡辺） 前崎委員。

1、委員（前崎） まず、待機者の部分で、以前にも待機者が50数人いたときにお聞きしたときには3年から4年ほどかかるというような説明でありましたが、今、年度ごとに大体10名前後となると5、6年かかるのかなという形で、非常に長期の待機をしなければならないということで、その点についてどのように考えているのかご説明いただきたいと思います。

それから、養護老人ホームの介護職員数が、平成27年度2名、会計年度任用職員フルタイムが9名ということで、圧倒的に非正規職員が多いと。その数が令和2年度では正職員が1名、令和3年度でも2名と。非正規職員は大体9名か8名という形で推移しています。そういった中で、例えば3年以上経過した会計年度任用職員でも介護福祉士の有資格者が1名おりますけれども、3年以上経過して、この資格を持っていない方、例えば令和2年度では4名、令和3年度は3名おりますけれども、例えば一般的に介護福祉士の資格を取得できる要件として、そういった専門学校を出ていれば別かと思うのですけれども、現場の経験年数が3年以上というふうにお聞きしておりますけれども、3年以上経過した職員に対して、そういった介護福祉士を有するフォローアップ研修といいますか、非正規職員に対する施設としての職員の育成、研修、こういったものを現時点でどういう形で進められているのか。やはり介護福祉士の職員を増やすことによって入所している方も快適な楽しい生活を送れるというふうに推測するわけですが、その観点からこういった形で進めているのか、これについてご説明をいただきたいと思います。

1、委員長（渡辺） 金石養護老人ホーム所長。

1、養護老人ホーム所長（金石） 養護老人ホームの入所に相当期間を要するということの質問だっただと思いますけれども、基本的には先ほど言ったように入るまでに相当時間を要するという事になっております。それでも、特養と同様、入所順が回ってきても見送る方がやっぱりたくさんいる状況であります。どうしても予約的要素で申し込む方も大変多くいらっしゃるの、実質その60名の中に実際すぐ順番が来て入る方が何名いるかという部分は把握はできていないのですけれども、現時点で福祉係、老人ホームの入所の措置をしているのが福祉係になりますので、保健福祉課とそういった予約的要素がないような申込みをしっかりと、入れる人になるべく早く入所できるような申込みの受付等も検討しておりますので、今後そういった形で入所の受入れをしていきたいと考えております。

また、3年以上経験があつて資格を持っていない方への施設としての支援ということなのですが、特別な支援ということはないのですけれども、基本的に介護福祉士を受けるために研修を受けなければならないという部分があります。これが結構長期にわたって通わなければならないとか、今ではZ o o mという形になってはいるのですけれども、そういった方が資格を取れるように休みを優先して取る、また、もちろん研修とか資格の情報は常に提供している状況になりますので、もし本人が受ける気になれば、そういった形でサポートしている状況であります。

以上となります。

1、委員長（渡辺） ほかにございませんか。

松田委員。

1、委員（松田） 説明資料の84ページ上段になります。障害者就労体験事業の部分です。

利用者22名、就労日数60日間、延べ参加人数348名ということになっていますが、どのような職種の企業に従事されたのか、また、こういった内容の取組に参加されたのかという部分と、あと参加された中で、一過性の就労ではなく常勤雇用や継続的な雇用につながる例が出ているのかどうか、お聞きしたいと思います。

1、委員長（渡辺） 宝泉保健福祉課長。

1、保健福祉課長（宝泉） ご説明いたします。

この障害者就労体験事業につきましては、役場が障がい者を実習生として受け入れるものでございます。なので、利用される方がほかの企業とか事業所で、そこで就労体験するということではございません。あくまで役場が仕事をお願いして従事していただくということで、それで仕事内容につきましては、公園等のごみ拾いだとか、あるいは役場の書類の封緘作業、それから古新聞の整理などが主な作業内容となっております。なので、こういう就労体験ということなので、障がい者事業所で行う職業訓練とはちょっと違うものですから、ここを経験されて、ほかの職に就くとかということとはございません。

以上です。

1、委員長（渡辺） 松田委員。

1、委員（松田） 常勤雇用とか継続的な雇用につながるような事業ではそもそもないというお話だったと思うのですけれども、昨年度、広尾町の企業のリクルート雑誌のようなものを発行されていたと思うのですけれども、その中で今は担当者が外れていない状態だと思うのですけれども、前任の担当者の方にお話をお伺いしたところ、いずれはそういう企業でも障がい者の方の受入れ窓口になったりだとか、何か仕事の継続性につながるような取組にもつなげていきたいというお話をお伺いしていました。

これまた関係ないのかもしれないですけれども、ちょっと一歩踏み込んでそういうマッチング的な要素も絡めながら、少しでも障がいのある方が常勤雇用だとか、継続的な雇用につながるような考えも取り進めていかなくてはならないのかなとは思いますが、そのような取組について今後考えていることがあるのかどうかお伺いしたいと思います。

1、委員長（渡辺） 宝泉保健福祉課長。

1、保健福祉課長（宝泉） 障がい者の就労の取組としましては、の一まひろおの多機能型ゆうゆう舎のほうで就労継続支援B型という、これは障害者総合支援法に基づく事業を行っております。そこで、定員20名で、今現在20名の方が、皆さん広尾町内、町民の方が利用されております。これも障がいがあってもなかなか一般企業とか事業所に就労として結びつかない方が受けるサービスなのです。ですので、雇用契約もなく、生産活動とか、就労訓練、就労するための知識とか訓練も行うのですけれども、ここで町内のゆうゆう舎がそのような取組をして、実際20人の方が利用されております。これについて令和4年度からこのゆうゆう舎の取組に対して、いろいろな財政支援も、先ほども説明させていただきましたけれども、町として財政支援をしておりますので、まずは町としては、これまでどおり財政的な支援を中心にゆうゆう舎の取組を支えまして、そこで障がい者の人

たちの就労、一般企業に、ちょっと難しいところはあるのですが、つながるように支援していきたいと考えております。

1、委員長（渡辺） 以上で、質疑を終結します。

休憩します。

午後 2時00分 休憩

午後 2時10分 再開

再開します。

先ほどの萬亀山委員の質疑に対しまして説明漏れがありましたので、村上地域包括支援センター長より説明いたします。

村上地域包括支援センター長。

1、地域包括支援センター長（村上） それでは、先ほどの萬亀山委員からの質問に追加をしたいと思います。

生活支援ハウスなごみの運営につきましては、社会福祉協議会のほうで委託を受けておりまして、その場所が福祉ゾーンにあるということから、病院、老人福祉施設ともに人の出入りですとか、あとは入居者の方の面会、それから外出につきましては制限をまだされております。社会福祉協議会とともにコロナの状況を見まして、社会福祉協議会のほうでなごみで開催が可能となった場合には、地域包括のほうに連絡をいただく運びとなっております。再開できる暁には、皆さんに周知したいと思っております。

以上です。

1、委員長（渡辺） 次に、審査番号3、4款衛生費を審査します。決算書は136ページから147ページ、主要施策等説明資料は103ページから118ページです。

特に説明する事項があれば、簡略に説明をお願いします。

楠本住民課長。

1、住民課長（楠本） それでは、4款衛生費について説明いたします。

財産に関する調書についてですが、決算書の371ページをご覧ください。

このページ、(3)、収入証紙の関係であります。

ごみ袋ですが、上の表の左下で、前年度末現在高7万4,020枚、決算年度中の発行枚数23万5,000枚、決算年度中の売りさばき枚数22万4,930枚で、在庫数は決算年度末で8万4,090枚となりました。

今後も月末ごとに確認を行い、在庫数の適正管理を徹底してまいります。

説明は以上です。

1、委員長（渡辺） 保坂保健福祉課参事。

1、保健福祉課参事（保坂） それでは、決算書の140ページ、141ページをお願いします。

3目予防費、12節委託料で398万7,939円の不用額が生じております。主な内訳としまして、予防接種委託料で152万4,629円、新型コロナウイルス検査委託料で97万200円の執行残となっております。

す。

同じページの19節扶助費で196万3,805円の不用額が生じております。主な内訳としまして、不妊治療費等助成で108万1,660円、妊産婦通院費等助成で28万8,940円の執行残となっております。

同じく、同じページの22節償還金利子及び割引料で65万6,688円の不用額が生じております。内訳としては、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金の返還を64万7,636円見込んでおりましたが、実績確定により不要となったものであります。

次に、決算書146ページ、147ページをお願いします。

6目国民健康保険病院費であります。20節貸付金7,500万円の不用額でございます。これにつきましては、国民健康保険病院事業会計からの貸付けの申請がなかったことにより、支出済額がなかったものでございます。

続きまして、主要な施策の107ページをお願いします。

3目予防費、事業番号1、母子保健事業であります。

申し訳ございません。1か所訂正をお願いします。下段の③、健診費用助成の表の右側、「延支給数（件）」と表記しておりますが、「支給額（円）」が正しい表記となりますので、「延支給数（件）」を「支給額（円）」に訂正願います。申し訳ございませんでした。

それでは、次のページ、108ページをお願いします。

(3)、母子保健に係る健診等実施状況であります。事業名、母子保健対策強化事業につきましては、3歳児健診の視力検査において、遠視や乱視など目の屈折異常を発見する視覚検査用の屈折検査機器を導入し、弱視の早期判定や治療につなげたものであります。

次に、(4)、産後ケア事業につきましては、産後1年未満の母親と子どもを対象に助産師が訪問し、授乳に関する支援や育児相談などを行い、母親の身体的回復や心理的な安定の促進を図ったものであります。利用者数等は、記載のとおりであります。

次に、(5)、母子健康手帳アプリサービス事業につきましては、子どもの成長記録や予防接種のスケジュール管理、また、子育て関連施設の情報を母子健康手帳アプリにより情報発信を行ったものであります。

次に、114ページをお願いします。

事業番号5、感染症予防事業であります。

116ページをお願いします。

(6)、新型コロナウイルスワクチン接種であります。感染症拡大の防止や重症化を予防するため、町内の医療機関と連携し新型コロナウイルスワクチン接種体制の確保を図り、接種希望者に対し初回接種の1回目から追加接種の5回目までで約8,500回、ワクチンの接種を実施しました。

次に、117ページをお願いします。

事業番号8、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業であります。新型コロナウイルス検査費用の一部助成や疾病予防対策の事業に一部充当したものでございます。なお、各事業費等は、記載のとおりであります。

次に、118ページをお願いします。

6目国民健康保険病院費、事業番号2、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業であります。国保病院にA I問診を導入し、発熱患者への接触軽減や院内感染リスクの軽減が図られたものであります。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

1、委員長（渡辺） 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。4款衛生費に対する質疑の発言を許します。

前崎委員。

1、委員（前崎） 1点だけ確認させていただきたいと思います。

主要成果報告書の115ページの（5）、エキノコックス症の検診の関係ですけれども、実施人数が74人、昨年から見たらちょうど半減していますけれども、もし分かれば減った要因をご説明いただきたいと思います。

エキノコックス症については、いわゆるキツネや犬を介して人体に入り影響をもたらす寄生虫対策でありますけれども、潜伏期間が10年ほどあるということで、なかなか難しい病気でありますけれども、実は中札内村あるいは鹿追町で、このエキノコックス症対策という形で駆虫剤入りの餌、ベイトという、これを散布して、それでもって効果が現れているということが報道されておりました。例えば、中札内村では散布前の5分の1に減った、鹿追町でも3分の1程度に減少したということであります。とりわけ中札内村は、2019年度から実施しているのですけれども、実施する前、散布する前は陽性率が40%、それから虫卵陽性も20%あったわけですが、散布後については、同年度中ですけれども、19.2%に陽性率が下がったと。それから、2020年度は15.6%まで低下していると。それから、虫卵陽性も散布前20%が散布後では3.2%、翌年度はゼロ%という形で減少しているということで、このベイトの散布の効果が如実に現れているということでもあります。

そういった意味で、エキノコックス症検診も当然並行して必要でありますけれども、まずこのエキノコックスの大本となるそういった原因を元から断つといいいますか、そういった意味では、本町でもかなり市街地にキツネが、多分同じキツネだと思うのですけれども、同じルート、同じ時間帯に毎日歩いている姿を見かけますけれども、中札内村あるいは鹿追町では市街地周辺にこのベイトを散布して、それを食した部分でエキノコックスの虫卵が最終的にはゼロになったということなのですから、以前、本町でも、検体数は少ないのですけれども、捕獲したキツネの検体検査をすると、大体4分の1から3分の1がエキノコックスの陽性だということだったので、中札内村、鹿追町では、個体検査はもとよりキツネの便、そこからそういった陽性等の検査をしているということで、それでさっき言ったような4割近い陽性率があるということで、こういう事業に踏み切ったということなのですから、本町でキツネの検体検査あるいは便からの検査、こういったことは現時点でやられているのかどうか、それとまた、関係機関と併せてこのベイト散布の部分でこういった協議を進められてきているのか、これについてご説明をいただきたいと思います。

1、委員長（渡辺） 三浦健康管理センター次長。

1、健康管理センター次長（三浦） それでは、私のほうからエキノコックス症検診の受診数の推移についてご説明したいと思います。

昨年度は実施数74名ということなのですから、令和元年度からちょっと経過を申し上げますと、令和元年度に62名、令和2年度に81名、そして令和3年度146名ということで、急に増えた状況になっております。これは、やはり健診の申込みを取るときに、エキノコックスも一緒に受けましょうということで、受診勧奨を強化した年でした。あと、受診については5年に1回受けましょうということでお伝えしていますので、昨年受けた方はまた5年後ということになりますので、そういった形で、がん検診、特定健診の総合健診や、あとレディース検診、それから厚生連の巡回ドック、様々な健診の機会を用いてエキノコックスの検診を勧めているところであります。

また、小学校3年生に対して、保護者の方に対してリーフレットなどを配付しまして、そういった学校保健とも連携しながら、犬とかキツネに触った後は手を洗いましょうとか、むやみに触らないようにしようといったような啓蒙活動をしているところであります。

あと、狂犬病の予防接種のときにエキノコックス症検診の案内を一緒に渡したりとかというところでは、受診勧奨に今後も力を入れていきたいなというふうに思っております。

また、キツネの検体の検査につきましては、今現在していないということなので、今後また関係部署と一緒に連携して、この対策について強化していきたいというふうに考えております。

以上です。

1、委員長（渡辺） 楠本住民課長。

1、住民課長（楠本） キツネの駆除の関係なのですから、本町では自分の家の近くですとか敷地内にキツネが出たということで、役場として箱わなを貸出しして、中にキツネが入ったときは、こちらでわなと中に入っているキツネごと回収して処分をしているというような形でございます。そのキツネからの便の検体等の検査というのは、実施しておりません。

以上です。

1、委員長（渡辺） 前崎委員。

1、委員（前崎） 以前から市街地においては箱わな等で捕獲ということで、ただ、なかなか思うように捕獲できないような実態もありますけれども、今、日常的にもう市街地、満遍なくキツネが散策をしているといいますか、そういう状況であるかと思えます。そういった意味では、中札内村あるいは鹿追町においては、毎月この駆虫剤入りの餌、ベイトを1,000個近く、要するに市街地の近辺に散布しているということでもあります。

ただ、予算的には、これは中札内村ですけれども、年間70万円程度でそういった効果が、単年度あるいは2年程度で効果が現れたということでもありますし、今現在、一定程度そういった効果が現れているということで、現在の予算については30万円程度で実施をしているということですから、そういった先進地の事例もありますし、どうしても絶対数を捕獲することについては困難なところがあると思いますので、まずはそういった駆虫剤入りのベイトを散布して、エキノコックスの根元を断つというか、そういったことを内部で協議して検討する必要があるかと思えますけれども、その点についてご説明をお願いいたします。

1、委員長（渡辺） 楠本住民課長。

1、住民課長（楠本） 今、委員お話あったように、キツネ、元から断つといいますか、そういつ

た部分で駆虫剤、ベイトというのを散布するというご提案だったのかなと思うのですけれども、そういったことも費用面とかも検討しながら、確かに、年間、数は押さえてはいないのですけれども、結構な頻度でキツネが出る、わなを貸してほしい、駆除してほしいというような苦情がありますので、そういったことも含めて今後検討したいというふうに思っております。

以上です。

1、委員長（渡辺） ほかに。

松田委員。

1、委員（松田） 説明資料の118ページ、5番になります。空き家対策費です。事業費が250万円ということになっています。実施件数が5件ということは、上限50万円の助成金5件に充当したのかなということだと思うのですけれども、昨年度の実績も5件で内訳もほとんど同じような内容になっていると思うのですけれども、例えば50万円の上限で5件しか応募できないような予算配分になっているので、それは分かるのですけれども、例えばそれはたまたま去年も今年も5件しか応募なくて5件執行したのか、10件応募があったうちの、そのうち執行できたのが5件なのか、その辺のところ、ちょっと内訳を教えてくださいたいと思います。

1、委員長（渡辺） 楠本住民課長。

1、住民課長（楠本） 空き家対策総合支援事業の関係ですが、去年は申請件数が7件ございました。そのうち特定空家に指定される不良度、要するに倒壊の危険、保安上危険、それから衛生上有害という、いろいろな要素で点数をつけるのですが、それが100点に達した場合について、この空き家対策の事業として補助を行うというような内容になっています。7件のうち5件がその100点を超えたということで、助成の対象となったというものでございます。

以上です。

1、委員長（渡辺） 松田委員。

1、委員（松田） それは3年度の実績ということですか、4年度ですか。4年度の実績。これのとおりということですね。分かりました。

100点の点数に満たないものは、カットといいますか、翌年申請してもそれは駄目だという解釈なのか、例えば5件の枠の中に3件しか応募がなかったとして、その3件が100点に満たない場合でも点数に応じて減算した形で支給されるのかみたいな、その辺の選考基準みたいなものを教えてもらえればと思います。

1、委員長（渡辺） 楠本住民課長。

1、住民課長（楠本） 今言ったように不良度100点というのが絶対条件でありますので、例えば5件に満たない3件だったりしても、不良度100点以下でしたら補助の対象にはならないです。皆さん応募していただいた方々が必ず該当するということではございません。

それと、今、松田委員おっしゃいました翌年に申請したらどうなのだという事なのですから、できれば、その時点で不良度100点ではないので特定空家ではないですが、翌年はまた新たな採点をいたしますので、そのときにもう一度、もし自分のところで空き家として危険だと認識している方がいらっしゃいましたら、また翌年度申請をしていただくということは制度上は問題ございま

せん。

1、委員長（渡辺） 小田委員。

1、委員（小田） ワクチンの事業がそのまま継続され、4年度が終わって5年度も継続されているわけですが、このことについて2つ聞きたいのですけれども、ワクチン後遺症、かかってどうのこうのではなくて、ワクチンを打ったことから始まる後遺症の方というのはいろいろ、報道関係にそんなにたくさんは出てこないのですけれども、かなりの数があつて、その人たちが薬害訴訟を既に起こしていますね。そして、医師、専門家たちもワクチン問題研究会というのを立ち上げて厚労省に対していろんな情報の開示を迫っていますけれども、ここでそのことについてただ言うつもりはないのですけれども、やはり自治体の実施する側としてきちっとそういう状況というのもしっかり見て、そして役場が住民に対してワクチンの接種の継続をやっていくときに、私はもう既に積極性を弱める時期だと思うのですけれども、ご存じだと思いますが、実際にもう国とモデルナの契約あるいはモデルナあるいはファイザーとの契約の中で、動物実験はしないとか、あるいはワクチンを使っているような調査をしないとか、そういうふうにして、オブラートに包んだ状態でそのまま生き抜こうとしている、こういう薬剤会社に対して、やっぱり薬害訴訟が今既に起こっているという時点で、私は町に対して何を答えとして欲しいかという、一般に厚労省が何千人という形で被害者、しかしながら因果関係はないという形で発表していますけれども、広尾町としては、そのようなワクチンの後遺症たるものとして、それで被害を受けていたりとか、あるいはそういうことで多分町は自らは調べていないという、あるいは調べるつもりもないと、そういうことが起きたことについて、そのことについて。だから、そんなデータはないと思うけれども、いわゆる口コミと言ったらあれですけれども、住民の側からかなりの多くの人が、そういう人はいる、あるいはいない、あるいは広尾町の場合はたまたまロットがよかったのか、そういう人がいないというようなことでなのか、それは全くいないということなのか、あるいは何人かは、実際にデータを取っているかいないかは分からないけれども、そういうことがあるのかないのかということについて私は聞きたいと思いますけれども、お願いします。

1、委員長（渡辺） 三浦健康管理センター次長。

1、健康管理センター次長（三浦） 新型コロナワクチンの接種後の副反応や後遺症についてのご質問だったと思います。

まず、町の取組として挙げられているのが、実施しているのが、今月のまた20日から令和5年秋開始接種のワクチンが始まります。

（「令和4年度」の声あり）

そうですね。令和4年度ですね。副反応の症状が出た場合に、まずお勧めしているのが、医療機関から国の機関のほうに上げられる副反応報告疑い報告書というものがございます。何かワクチン接種した後に長引くような症状、それから気になるような症状があった場合には、町民の方には一度ワクチンを接種された医療機関、それからかかりつけにまず受診していただきたいということを周知しているところであります。

あと、令和4年のワクチンに関する健康相談につきましては181件ありまして、その中でワクチン

の副反応に関する相談が11件ございました。同じ方が何回か相談に来られた方もいらっしゃるのですが、そのほとんどがワクチンを接種した後の発熱に対して解熱剤内服の方法ですとか、それから自身のご病気やアレルギーのことでワクチンを打っていいかどうか悩んでいるというようなご相談がほとんどでした。

長引くような、日常生活に支障を来すようなワクチンの接種後の副反応、それから後遺症についてのご相談というのはこちらには来ておりません。

以上です。

1、委員長（渡辺） 小田委員。

1、委員（小田） ワクチンの接種事業については積極性を弱めないのかというふうに聞いていますが、今、全世界でワクチンを打っているところ、皆無とは言えないけれども、どこも打っていないですよ。そのことについて何を述べるわけではないでしょうけれども、やはり国の薬害と言ったらあれですけども、薬剤会社のためにやっているというように私はまるきり思っていますが、町としても、そしてまた、よく言われるのですけれども、厚労省とかああいうお役人たちは何%の人が打っているかというのをよく厚労省に対抗する医師団が言っていますけれども、全く答えていないし、かなり低いと私は思うのです。自らの命をいろいろ考えていることもあり、その辺についてはやっぱり自己判断のために、役人であれ誰であれ、そういうチョイスをしっかりとやっていくと思うのですけれども、私はそういう状況の中で、町としてはできるだけ弱い姿勢を持っていたいただきたいと思うのですけれども、そのことについてお答え願いたいと思うのですけれども。

1、委員長（渡辺） 保坂保健福祉課参事。

1、保健福祉課参事（保坂） それでは、コロナワクチンの接種の関係であります。

令和4年度につきましては、先ほど説明したとおりであります。令和5年度からの春開始接種というものが9月19日で終わるのですけれども、こちらは65歳以上の方、あと基礎疾患がある方などが接種対象ということで、それ以外の健常な方については接種対象外というふうになっております。それから、令和5年度の話になって申し訳ないのですけれども、令和5年秋開始接種がこれから始まります。こちらのほうにつきましては、先ほど言ったとおり、65歳以上の方、それと12歳以上の方で基礎疾患がある方、5歳から11歳も基礎疾患がある方は接種対象というふうになっておりますが、いずれも希望される方が接種対象というふうになっておりますので、申込みされる方は重症化予防などで自分が接種したいと思う方が申込みされるというふうな認識でおります。

以上です。

1、委員長（渡辺） ほかに。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、審査番号4、5款農林水産業費を審査します。決算書は146ページから171ページ、主要施策等説明資料は119ページから141ページです。

特に説明する事項があれば、簡略に説明をお願いします。

及川農林課長。

1、農林課長（及川） それでは、5款農林水産業費の農林課所管分の説明を行います。

初めに、決算書の節における不用額50万円以上のものについて説明をします。

決算書の152ページ、153ページをお願いします。

中段の1項4目畜産業費、18節負担金補助及び交付金に50万9,981円の不用額が生じています。主な要因は、公社営草地畜産基盤整備事業負担金の事業費確定による45万3,497円の執行残であります。

続きまして、156ページ、157ページをお願いします。

中段、2項1目林業総務費の7節報償費に70万2,500円の不用額が生じています。有害鳥獣駆除奨励金のうち、エゾシカに係る奨励金について、予算では1,600頭分の駆除を見込んでいたところ、実績では1,488頭分の支出にとどまったことによる執行残が主な要因となります。

次に、5万円以上の予算の流用について説明をします。

決算書、戻りまして154ページ、155ページをお願いします。

中段、1項7目の農村環境改善センター費の備考欄、10節需用費の中の修繕料に不足が生じたため、14節工事請負費から5万1,000円を流用しました。理由としましては、農村環境改善センターの浄化槽のブローが故障し、早急な修繕が必要となったためであります。

決算書の説明は、以上となります。

次に、事業の成果について説明させていただきます。

主要な施策等説明資料の121ページをお開きください。

上段、2目農業総務費の事業番号1番、地域おこし協力隊事業です。

まず、(1)の地域おこし協力隊委嘱事業では、町内酪農場で研修を行い、農業関係人口の増加や農村環境を守るための推進人材として、新たにサンタランドアグリプランナーを1名任用しました。委嘱期間、報酬等は、記載のとおりです。

(2)の地域おこし協力隊活動支援交付金事業につきましては、地域おこし協力隊活動支援交付金交付要綱に基づいて隊員の活動に要する経費として、住居と車両の借り上げ料を支援したものです。交付金額は、記載のとおりです。

続きまして、1枚めくっていただきまして122ページをお願いします。

3目農業振興費の事業番号4番、持続的畑作生産体系確立事業です。広尾町農業協同組合が実施主体となり行ったバレイショの害虫抵抗性品種の作付に対する支援を図ったものです。補助金額は、記載のとおりです。

同じページの事業番号5番、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業として2つの事業を実施しております。

1つ目が畜産防疫事業に対する補助です。家畜感染症予防のための牛舎等の消毒作業に係る経費への補助を行うことで、コロナの影響で人手不足となった酪農業の支援を図ったものです。補助金額は、記載のとおりです。

2つ目が農業生産資材等高騰対策支援事業に対する補助です。コロナ禍において原油価格や物価の高騰に伴う農業生産資材等高騰対策として、広尾町農業協同組合に対し3,000万円の補助を行い、

生産者への支援を図ったものです。

次に、めくっていただきまして126ページをお願いいたします。

4目畜産業費の事業番号6番、公社営草地畜産基盤整備事業です。北海道農業公社が行う基盤整備事業を7件の農家が受益者となり実施して、採草地の更新を行ったものであります。7件の受益農家から負担金を集め、北海道農業公社に対し、同額を負担金として支出しています。負担金の額、整備面積等は、記載のとおりとなります。

同じページの7目農村環境改善センター費の事業番号1番、農村環境改善センター改修工事であります。こちらは、ホールの排煙窓の開閉不全の修繕など、改修工事を行うことによりまして、施設の利用環境の向上を図ったものであります。

次、127ページをご覧ください。

2項1目林業総務費の事業番号2番、有害鳥獣駆除事業です。鳥獣被害防止計画に基づき、熊やエゾシカ、キツネなどの有害鳥獣駆除を行った狩猟従事者に対し、奨励金を支出する事業であります。令和4年度は、この事業内容欄に記載のとおり駆除を行っていただき、農林業被害や人的被害の防止、軽減を図ったものであります。事業費及び財源は、記載のとおりとなります。

次、めくっていただきまして129ページをお願いします。

2目林業振興費の事業番号2番、林道管理事業です。令和3年度からの2か年事業であります幹線林道大丸山線改良事業の2年目の工事として、延長が168メートル、面積数量が2,009平方メートルののり面補強工事を行いまして、事業が完了したものであります。事業費及び財源は、記載のとおりとなります。

次に、同じページの下段、事業番号4番、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業です。原材料等価格高騰対策林業事業体緊急支援金として、コロナ禍において原材料等の価格高騰の影響を受ける林業事業体3件に対し、法人が5万円、個人が3万円の給付を行い、経営の安定化を図ったものであります。給付金額の合計は11万円となっております。

次に、130ページをお願いします。

3目森林環境振興費の事業番号1番、森林環境譲与税活用事業です。この中で令和4年度からの新規事業について説明をします。

まず、(1)の木づかい推進事業の表の一番下の事業、住宅用地域材利用促進事業であります。こちらは、町産材を利用して新築・改築を行った場合、購入費用の一部を助成するものであります。令和4年度は、1件に対し47万4,000円の補助を行っております。

次に、(2)のサンタの森の環境振興事業の表の一番下の事業、苗木安定供給推進事業です。こちらは、国費等を受けて実施する苗木生産事業に対し補助を行うものです。令和4年度は、1事業所に対し108万1,000円の補助を行っております。

次、131ページをお願いします。

下段の(5)、広尾町森林整備推進協議会負担金であります。広尾町の森林整備の推進や林業振興に関する必要事項を協議する目的で設立された協議会に対し、活動費として20万円の補助を行っております。この130ページから131ページにかけて掲載している森林環境譲与税の趣旨に沿って実施

した各事業に対し、約2,200万円の森林環境譲与税を充当しております。

次に、132ページをお願いします。

4目農林人材育成支援センター費の事業番号1番、農林人材育成支援センター改修事業です。こちらは、施設の屋根や外壁、内装の改修、消防設備の修繕などを行い、利便性や安全性の向上を図ったものであります。事業費及び財源は、記載のとおりであります。

最後に、同じページの5目野塚交流館費、事業番号1番、野塚交流館改修事業であります。林業振興につなげることを目的に、旧野塚小学校を交流拠点として有効活用する集いの杜プロジェクトを推進するため、施設の電気設備や給排水設備の改修、浄化槽の更新などを行い、施設の利便性向上と機能充実を図ったものであります。事業費は記載のとおりですが、財源は森林環境譲与税や森林環境振興基金、企業版ふるさと納税などを充当し、残りは一般財源となっております。

以上で、農林課所管分の説明を終わります。

1、委員長（渡辺） 室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） 続いて、3項水産業費を説明いたします。

決算書の164、165ページをお開き願います。

5款3項2目水産業振興費、18節の負担金補助及び交付金に係ります不用額309万7,968円であります。主なものは、北海道水産多面的機能発揮対策協議会負担金209万8,350円、165ページ一番下のウニ養殖企業化試験事業補助金36万5,264円、167ページをお願いいたします。上から3行目の赤潮環境調査事業補助金47万2,602円及びそのほかが執行残となりましたが、いずれの事業とも事業内容の効率化を図ったことなどによるものでございます。

次に、168、169ページをお願いいたします。

5款3項4目増養殖研究費、10節の需用費に90万813円の不用額が生じております。主なものにつきましては、光熱水費29万6,578円、修繕料26万9,606円、消耗品費21万6,574円とその他であります。昨年12月のしけにより海水配管設備が破損したため、取水ポンプを稼働することがなくなったことなどによりまして、主に光熱水費がかからなくなったことによるものであります。

次に、5万円以上の予算流用について説明をいたします。

166、167ページをお願いいたします。

5款3項3目水産業施設費、12節委託料の美幌海産干場法面工事調査設計委託料から17万円を予算流用いたしまして、10節需用費の修繕料に充てたものであります。漁村環境改善総合センターの水道管に漏水が認められ、10節需用費の修繕料が不足していたため、緊急を要することから12節委託料から17万円を流用し、対応したものであります。

次に、繰越明許について説明いたします。

164、165ページをお願いします。

2目水産業振興費、18節負担金補助及び交付金の中の北海道水産多面的機能発揮対策協議会負担金の決算額312万1,650円のうち、5万2,800円が令和3年度からの繰越明許費になっております。

次に、主要な施策等説明資料をお願いいたします。

説明資料の133ページをお願いいたします。

2 目水産業振興費、事業番号 1 番、増殖対策事業の（1）、資源増大対策のウニ増殖対策事業であります。国の交付金であります水産多面的機能発揮対策事業の北海道赤潮対策緊急支援事業のうちの環境・生態系保全緊急対策事業を活用したことによって、町補助金分を戻し入れたところであります。

次に、赤潮影響対策として 3 つの事業を行いました。

134 ページをお願いいたします。

1 つ目が沿岸有望魚種増殖開発事業、2 つ目がホッキ稚貝移植放流事業、136 ページをお願いいたします。3 つ目が事業番号 5 番、藻場・干潟等保全対策事業の雑海藻駆除事業であります。3 つの事業とも赤潮影響対策として 10 分の 10 の補助事業で実施をしております。

138 ページをお願いいたします。

事業番号 9 番、赤潮環境調査事業です。令和 3 年度におきましては 135 ページ、（2）であります試験調査事業の浅海域試験効果調査事業の枠組みの中で実施した赤潮関連調査事業を、令和 4 年度は赤潮調査事業のみを赤潮環境調査事業として独立した補助事業としたものであります。

139 ページをお願いします。

事業番号 12 番、赤潮被害支援給付金支給事業です。令和 3 年 11 月から北海道が代理受付した赤潮被害への支援を目的とした寄附金を広尾漁協へ支給したものであります。

140 ページをお願いいたします。

原材料等価格高騰対策漁業緊急支援金支給事業であります。本町水産業の持続と雇用の確保を図ることを目的に新型コロナウイルス感染症の影響に加え、原材料や原油の価格高騰による漁業経営の負担軽減のため、支援金の支給を行ったものであります。

次に、3 目水産業施設費の事業番号 2 番、海産干場法面工事調査設計委託事業であります。美幌の海産干場の一部で崖が崩れ、海産干場や周辺に影響が出かねない状況であるため、のり面補強工事の調査設計を委託したものであります。

141 ページになります。

4 目増養殖研究費、事業番号 2 番、魚類飼育試験施設海水配管復旧工事です。昨年の 12 月に魚類飼育試験施設の海水配管設備がしけの影響により破損したため、復旧工事の契約までを行い、前払い金を支出したものであります。本工事につきましては、令和 5 年度繰越事業として対応するものであります。

同じく、事業番号 3 番、魚類飼育試験施設備品購入事業であります。魚類飼育試験施設事務室の F F 式ストーブが壊れたため、購入、取替え、設置を行ったものであります。

説明は、以上になります。

1、委員長（渡辺） 以上で、説明を終わります。

休憩します。

午後 2 時 5 7 分 休憩

午後 3 時 1 0 分 再開

再開します。

これより質疑に入ります。5款農林水産業費に対する質疑の発言を許します。

小田委員。

1、委員（小田） 説明資料の127ページの有害鳥獣駆除について、ここに載っていますけれども、毎年のようにここでハンターがいないしとか、高齢化とかということで、いつもこの数字に表れていない大変な厳しさがあると思うのですけれども、ずっとこの何年間、こういう形でハンターにお願いして駆除をしているわけですが、今後、例えば北海道だけに1万頭いると言われるヒグマとか、あと、これだけ今年頻繁に道路とか町の中に熊が出てきたり、あるいは最近では学校だとか幼稚園だとかいろんなところに出没していて、多分このことは来年も同じような状況でないかなと私は思うのですけれども、町として、いわゆる先進地と言ったらあれですが、既に鳥獣対策専門員をしっかりと置いている内地の県が、島根県とか兵庫県とかにありまして、私も調べたのですけれども、あちらのほうはもちろんヒグマはいないけれども、イノシシから始まって、いろんな鳥獣の被害というのがあって、それに対して、もちろん駆除とかが先に来るわけではなくて、どういうふうに対応するかということで、専門の指導員をしっかりと養成していますね。ですから、そのことを考えていくと、広尾町においても、あるいは南十勝でみんなで共同して、そういう鳥獣対策の専門員を養成していくようなことを考えていかないと駄目ではないかと、この決算委員会で私は思うのですけれども、そのことについてお答えください。

以上。

1、委員長（渡辺） 及川農林課長。

1、農林課長（及川） ヒグマの市街地への出沒についてであります。

広尾町においても目撃情報が今年に入ってからもすごく多く寄せられておりまして、目撃情報に対する対策といたしましては、猟友会への出動要請なども行いますし、我々も車で追跡調査を行ったり、あるいは事後になりますが、広報活動だったりということで、必要に応じて住民にも周知するというところで、注意喚起を行っております。あと、公園などの不特定の方が利用されるエリアにつきましては、看板の設置も行いまして、広く注意を呼びかけております。幸いなことに、まだ市街地そのものには出沒はしていないということなのですが、今後、住民生活を守るという観点でもそうですし、猟友会とも連携して、担い手の確保という面では取り組んでいかなければならないと考えております。

今までヒグマをはじめ野生鳥獣については、農作物や林業資源への被害を抑制するという観点あるいは市街地等への出沒による住民生活への影響を緩和するという視点と、もう一方で、共存、共栄、共生という視点も両方とも考えていかなければならないということで、そのためには猟友会のハンターの皆さんの知識とか経験、技術というものを若い世代に引き継いでいかなければならないというふうに考えておりますので、今後、何らかの方法で将来に向かって担い手を確保していくという方法を検討したいと考えております。

1、委員長（渡辺） 小田委員。

1、委員（小田） 今、そちらも言われましたけれども、もちろん駆除ありきでなくて、あちらのほうの鳥獣対策員のお話だとか行動を見ていくと、本当に最悪の危険性があったときに駆除のほうを検討するということになっていきますけれども、あとは基本的には、何とか私たちの住んでいるところから山のほうへ追いやるとか、そういうことをまず基本的な目的としてやっていますので、ぜひとも、これはすぐしなければいけない検討だと思うので、よろしくお願いします、というお願いではちょっとあれなのではけれども、それに何かあればお願いします。

以上。

1、委員長（渡辺） 前崎委員。

1、委員（前崎） 主要施策報告書の同じ127ページなのではございますけれども、アライグマの有害駆除の中で昨年度33頭となっていますけれども、その前の年が9頭、令和2年が8頭ということで、徐々に本町も増えておりますけれども、ちなみに隣の大樹町は、令和2年度が72頭、令和3年度が110頭、昨年度の数値は分かりませんが、かなり増えております。また、十勝管内を見ても、2021年度の捕獲頭数でありますけれども、十勝管内で1,154頭ということで、10年前27頭でしたので、この10年間で42倍に増えていると。それから、5年前が129頭に対して9倍に膨れているという報道がされております。急速にアライグマの捕獲頭数が増えております。

道立総合研究機構の担当の方も、アライグマ雌の1頭が年間平均4頭出産する繁殖力の強さがあるということで、個体を捕獲しないと、6年後には10倍、12年後には100倍を超える試算も示されているということで、やはり今、農家ばかりではなくて、市街地にも一定程度出ているかと思うのでありますけれども、アライグマの捕獲に関して、いわゆる箱わなの設置の関係なのではございますけれども、町含めて箱わなの保有台数といいますか、これを何台ぐらい保有されているのか。それで現に貸出しの範囲、どういう形で進められているのか、これも含めてご説明をいただきたいと思います。

1、委員長（渡辺） 及川農林課長。

1、農林課長（及川） アライグマの箱わなの所有状況なのではございますけれども、アライグマについてはキツネと兼用ということで、小動物用の箱わなになります。合計で約40基ほど保有しております。昨年度、令和4年度に鳥獣被害防止対策協議会において、アライグマの防除体制を強化するという目的で20基ほど新たに購入しております。

貸出しにつきましては、目撃情報によって希望により農家の敷地等に設置するという事で貸出しを行ってまして、大体10基から15基程度は常に貸し出した状態であるということで、そのほか市街地への出没情報についても貸出しを行うということで、こちらについては、住民課とも連携しながら対策を進めているところであります。

1、委員長（渡辺） 前崎委員。

1、委員（前崎） 以前お聞きしましたら、箱わなについては、いわゆる狩猟許可とかそういったことが必要であるけれども、今、多少緩和されているふうにお聞きしたのではございますけれども、さっき言ったように繁殖力が強いということで、官民挙げて捕獲していかないと、道南方面では年間何百頭と捕獲されている実績がありますけれども、そういったことにならない前から対策を打つ必要があるのかなというふうに思います。十勝総合振興局主催で足寄町で捕獲技術等研修会も開催したとい

うことが報道されていましたが、農業者も含めて協力していただける方に、やっぱり被害の実態ですとか特性、そういったことの研修会、こういったものが必要かなと。先ほど目撃情報ということでしたけれども、なかなかキツネと違って目撃するいとまはないのですが、ただ被害状況については、これはもう、すぐ分かりますので、とりわけそういった意味では、早急に取り組む必要があるのではないかと。

とりわけ、先月ですか、農協の役員と議会との懇談会をした際には、ヨーネ病の媒体となる可能性がある。そういった意味では、アライグマの捕獲というのをやっぱりやっていかなければならないというふうに言われましたけれども、広くアライグマの特性ですとか被害状況ですとかを町民の皆さんに周知した上で協力等の要請を、そういった体制を取る必要があるのかなというふうに思いますけれども、その点についてどのように考えているか、ご説明いただきたいと思います。

1、委員長（渡辺） 及川農林課長。

1、農林課長（及川） アライグマの対策につきましては、箱わなを設置して捕獲するということが基本となります。先ほどあったとおり、狩猟免許を有しない農家の方の敷地内でも、わなを設置できるような形になっております。なので、積極的に周知というのは今まであまり行っていないのですけれども、今後は農業者自らが自分の農場を守る、自衛するという意識を醸成するという部分で周知も図りながら、猟友会や農協など関係機関とも連携をして対策をしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

1、委員長（渡辺） ほかに。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、審査番号5、6款商工費を審査します。決算書は170ページから179ページ、主要施策等説明資料は142ページから157ページです。

特に説明する事項があれば、簡略に説明をお願いします。

室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） 商工費につきまして、説明をさせていただきます。

決算書の170ページと171ページをお願いいたします。

6款1項1目商工振興費、7節の報償費の不用額118万8,980円であります。住宅新築・リフォーム支援事業奨励金118万4,000円とその他が不用額となったものであります。

同じく、1目商工振興費の18節負担金補助及び交付金に490万8,409円の不用額が生じております。主なものとして、広尾町起業家等支援事業補助金200万円、これはラグビーリーグアカデミーの交付申請が令和4年度中になされなかったことによるものでございます。令和5年度の6月に交付申請があり、7月に補助金を交付したところであります。その他の主なものとして、商工業振興事業補助金175万6,272円、中小企業融資保証料交付金80万1,275円とその他が執行残として不用額となったものであります。

次に、2目観光費になります。1節報酬にて233万3,785円の不用額が生じております。これは、年度当初から予定していた体験型観光を担う地域づくり協力隊1名が9月からの着任となったため、

着任前の報酬分が執行残として不用額となったものであります。

172、173ページをお願いいたします。

続いて、4節共済費に52万7,929円の不用額が生じております。これにつきましても、さきの年度途中からの地域おこし協力隊に関係するものであります。

次に、同じく2目観光費の18節負担金補助及び交付金に395万4,080円の不用額が生じております。主なものとして、十勝港まつり協賛会負担金200万5,248円、観光協会交付金178万6,638円などが不用額となっております。これは、イベントの開催時間を短縮したことなどによりまして警備費などの経費が大幅に圧縮されたことにより、執行残となったものであります。

次に、3目サンタランド費になります。

174、175ページをお願いいたします。

10節需用費におきまして、53万3,963円の不用額が生じております。主なものとして、イルミネーション購入消耗品費29万6,500円、修繕料15万5,450円とその他が執行残として不用額となったものであります。

次に、同じく3目サンタランド費の12節委託料に118万1,542円の不用額が生じております。主なものとして、イルミネーション設置管理委託料55万2,000円、大丸山森林公園管理委託料49万5,836円とその他が執行残として不用額となったものであります。

次に、7目中小企業緊急支援事業費になります。

178、179ページをお願いいたします。

18節負担金補助及び交付金に61万5,455円の不用額が生じております。これは、広尾町中小企業等キャッシュレス化導入推進事業補助金の執行残になっております。

次に、説明資料になります。

142、143ページをお願いいたします。

6款1項1目商工振興費の事業番号5番、地域おこし協力隊事業であります。商工振興推進員として1名を委嘱し、広尾版ハローワークの作成・運営及び商店街シャッターアートの取組を行いまして、雇用促進やにぎわいの創出が図られたところであります。その他は、記載のとおりとなっております。

146ページをお願いいたします。

6款1項2目観光費の事業番号7番、地域おこし協力隊事業であります。体験型観光推進員として2名を委嘱し、体験型観光に関する調査・企画、各種イベント等の運営を行ったところであります。また、特産品開発推進員として1名を委嘱し、町内の食資源調査やプロジェクト会議の開催、試作品開発に向けた研修や取材を行っております。その他、記載のとおりであります。

148ページをお願いいたします。

3目サンタランド費、事業番号1番、サンタランド事業であります。3行目になります。サンタの家避難設備設置工事です。避難はしごの設置工事を実施いたしましたところです。4行目、5行目、藤棚支柱補修工事、支障木撤去工事及び149ページの6番目の事業、サンタの家通路安全柵設置工事につきましては、それぞれ記載の工事を実施し、環境整備に努めたものであります。

156、157ページをお願いいたします。

7 目中小企業緊急支援事業費、事業番号 1 番、中小企業緊急支援事業であります。地方創生臨時交付金を活用いたしまして、記載のと通りの事業を実施したものであります。

以上で、説明を終わります。

1、委員長（渡辺） 以上で、説明を終わります。

これより質疑に入ります。6 款商工費に対する質疑の発言を許します。

萬亀山委員。

1、委員（萬亀山） 施策等説明資料の145ページです。

事業名のちょっと確認なのですが、第53回広尾毛がにまつり232万2,598円と明記されております。たしか去年は毛ガニが取れなくて、まんぷくまつりになったと思います。31ページの説明資料の中でも、西海市との姉妹交流ではまんぷくまつりと明記されております。そして、この同じページの146ページですか、144ページも広尾町観光協会、1 番の観光協会への補助、広尾町観光協会、その中で、毛がにまつり、また、広尾まんぷくまつりの実施となっております。53回ということは53年もやられた本当貴重なイベントだと思うのですが、これはどうなのでしょう、53回まんぷくまつりではなくて、広尾毛がにまつりでよろしいのでしょうか。それを確認したく、お聞きします。

1、委員長（渡辺） 室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） 説明させていただきます。

広尾毛がにまつりにつきましては、基本的に大きなくりの頭としましては、第53回広尾毛がにまつりとして行ったのですが、広尾以外の方から来る方が、毛ガニを期待して来られる方が多いものですから、以前に毛がにまつりのまま実施し毛ガニの大釜ゆでができなかったときに、大変な苦情が出たということがございました。それで2週間前なのですが、急遽まんぷくまつりという名前で、SNS等を含めて、まんぷくまつりの名前でPRをしたところなのですが、観光協会の枠組みの中では毛がにまつりとして実施しました。ただ対外的には、毛がにまつりという頭で言ってしまうと、毛ガニがあると思って来町される方が多いものですから、誤解のないように、まんぷくまつりというものを前面的に押し出した中で、お祭りを実施したところであります。記載の方法につきましては大変苦慮していたところなのですが、ここの部分に関しましては、毛がにまつりと表記させていただきました。よろしくお願いいたします。

1、委員長（渡辺） ほかに。

小田委員。

1、委員（小田） 重いほうの会計別決算書の171ページの備考のところに、真ん中辺から下のほうに、18節地域おこし協力隊活動支援交付金ということで92万6,021円が入っていますね。これと、それからその一番下の観光費のところの費用弁償で、8 番の旅費で費用弁償67万9,271円、これと全部で3つあります。あと173ページに行きまして、ずっと下のほうの一般職員人件費の1つ手前の地域おこし協力隊活動支援交付金237万2,375円、この3つの内訳を聞きたいのですが、かなり項目があるように見えますので、できればゆっくりしゃべってほしいなと思います。

以上です。

1、委員長（渡辺） 室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） 説明します。

まず、171ページの92万6,021円の内訳でございますが、商工振興推進員として任務をいたしましたものの活動支援交付金となっております、広尾版ハローワークの構築に48万4,305円、それから商店街シャッターアートプロジェクトに13万5,716円、それから活動支援金としまして30万6,000円、合計いたしまして92万6,021円となっております。

それから、171ページ、観光費、旅費の費用弁償の分67万9,271円でございます。これにつきましては、体験型観光を担う隊員の1人分が31万2,027円、もう一人が9万5,690円、それから特産品開発に係る推進が27万1,554円、合計いたしまして67万9,271円となっております。

それから、173ページ、地域おこし協力隊活動支援交付金の237万2,375円の内訳でございますが、体験型観光推進に要する活動経費1名の方の分につきまして49万8,670円、その方の活動支援金として30万円、もう一人の体験型観光の推進に係る推進員に関しまして51万4,786円、その方の活動支援金としまして18万2,000円、特産品開発の推進に係る経費といたしまして58万2,919円、その方の活動支援金としまして29万4,000円、合計いたしまして237万2,375円となっております。

以上です。

1、委員長（渡辺） 小田委員。

1、委員（小田） もうちょっと詳しく教えてほしいのですけれども、例えば広尾版ハローワークの構築だとか商店街シャッターアートプロジェクト、この辺は電気代だとか、いろんなそういう物品的な項目だと思うのですけれども、例えば旅費の67万9,271円は、これは何人でどこへ行ったのかということを知りたいのですけれども。

そして、負担金の237万2,375円については、活動支援金ということで30万円とか18万2,000円とか、かなり粗い数字が出ていますよね、29万4,000円とかね。これは何となく概算でどすんという感じの何かお金に見えるのですけれども、どのような活動に対する支援金なのかを詳しく教えてほしいのですけれども。

それか、もし何だったら、今言われた数字全部というか、ちょっと教えてほしいのですけれども、何かいい方法ありますか、そちらのほうとしては。

1、委員長（渡辺） 室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） 一遍に言っても分からないかと思う部分があるので、まず1つ、商工振興のほうの推進員の部分に関しまして説明を一旦させていただきます。

広尾版ハローワークの構築ということで、求人チラシ作成に係る用紙代としまして32万2,330円、求人チラシの折り込み料としまして12万5,235円、それからハローワークの関係のホームページの運用に3万6,740円、合計で広尾版ハローワークの構築48万4,305円となっております。

それから、商店街シャッターアートプロジェクトの部分に関しまして、制作に係る消耗品としまして6万9,836円、これは塗装代であります。それから、講師を呼んでシャッターアートしたものですから報償費として1万円、それから募集に係る部分でSNSをちょっと活用したものですからそのサイト使用料に5万5,880円、商店街シャッターアートプロジェクトに13万5,716円、それから活

動支援金としまして住宅の借り上げに24万6,000円、それから車両の借り上げに6万円、合計で92万6,021円となっております。

以上です。

(「旅費」の声あり)

(不規則発言あり)

1、委員長(渡辺) 室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長(室谷) すみません。商工振興費の部分に関しましては、旅費がかかっておりません。

続いて説明します。観光費の部分の内訳について説明いたします。

まず、旅費であります。旅費の合計67万9,271円。まず、1人というか、旅費ですから、その方にかかる旅費なのです。1名が、まず幌延町、札幌市、網走市、徳島県、それから札幌市、釧路市、札幌市、富良野市に出張を行いまして、31万2,027円の費用弁償となっております。もう一人の体験型観光の方は札幌市と網走市に出張しまして9万5,690円、特産品開発に係る部分の推進員が東京都、札幌市、新冠町、札幌市、札幌市と沖縄県に出張しまして27万1,554円、合計で67万9,271円となっております。

それから、体験型観光の活動支援金に係ります79万8,670円の内訳になりますが、活動に関しまして必要な書籍……

(「それは聞いていない」の声あり)

(不規則発言あり)

1、委員長(渡辺) 室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長(室谷) 申し訳ありません。負担金補助及び交付金の237万2,375円の内訳でございます。

活動支援交付金の内訳、まず1人目の方の内訳でございますが、書籍代、それからツアー開催時に必要なホワイトボード、それから事務費、インク代、それから資格取得に係る費用としまして4万2,200円、それからツアー造成をした際に参加した方にアンケートを回答していただくiPad、タブレットに15万2,409円、それから事務費手数料で4,754円、それからオンライン用会議資料の作成に10万9,895円、先ほども言いましたとおり、活動支援金、住宅借り上げ、車両借り上げで30万円で79万8,670円となっております。

体験型観光に係るもう一人の方の内訳でございます。ツアー開催時に受付などに必要なアウトドアデスク1台1万1,980円、それからそのときに打合せに必要な椅子5脚4万8,150円、それからツアー用設営費、ランタンやタープなどの一式で21万7,255円、ツアー用の使い捨て食器一式としまして4万1,580円、活動に必要な消耗品、事務費等でございます、5万5,031円。体験型観光のPRに関しまして写真撮影費に経費がかかっておりまして14万790円、最後に活動支援金、住宅借り上げ、車両借り上げとしまして18万2,000円、合計で69万6,786円です。

特産品開発にかかった方の経費でございます。まず、書籍代で893円、事務用品1万6,301円、サンプル食材購入費としまして18万8,926円、スキャナー付きのプリンター、画像作成用、資料作成用

で3万5,178円、会議等に使うプロジェクターとしまして3万3,780円、それから外部のアドバイザーを招聘する経費としまして13万898円、それからプロモーション画像の作成経費としまして3万円、町食材のPRイベント経費としまして14万6,943円、最後に住宅借り上げ、車両借り上げに伴う活動支援金でございます29万4,000円、合計して87万6,919円となっております。

内訳は、以上です。

1、委員長（渡辺） 小田委員。

1、委員（小田） ちょっと疑問に思う数字、金額と、あと内容がすごい多々あります。これ一覧表にしてもらいたいのですけれども、でないとちょっと。

あともう一つ、ちまたのうわさで聞いたのだけれども、旅費で徳島県へ行っている人もおられますけれども、あと沖縄県に行った人もいるとかというのだけれども、それはどこに入っているのですかね。沖縄県に行った人もいるというふうに聞きましたけれども、どこに入っていますか。今言ったか、それ。

1、委員長（渡辺） 言いました。

1、委員（小田） 言った。どこだっけ。

（「費用弁償のところで」の声あり）

費用弁償のところで。それ、何泊2日とか、その辺もちょっとあれしてもらわないと、全く謬りようがない。

1、委員長（渡辺） 小田委員、今の資料を出してくれという話なのですからけれども、後ほど担当のほうから資料を出させていただきますが、それでよろしいでしょうか。

1、委員（小田） ええ。そしてスタートしてもいいですか。

1、委員長（渡辺） スタートする……

1、委員（小田） いや、質問を。

1、委員長（渡辺） 今出るわけではないですね。今は出ないですよ。

（「暫時休憩」の声あり）

暫時休憩します。

午後 3時47分 休憩

午後 3時54分 再開

再開します。

それでは、休憩します。

午後 3時54分 休憩

午後 4時10分 再開

再開します。

皆さんにお諮りします。

ただいま、小田委員からの質問によりまして、数値的なものが行政のほうでそろいましたので、皆さんにお配りしてよろしいかどうかをお諮りします。お配りしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

それでは、皆さんに資料をお配りします。

（資料配付）

皆さんに配付されたと思います。

お諮りします。本日はこの程度にとどめ散会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

本日の委員会は、散会することに決しました。

なお、明日13日は、午前10時から決算審査特別委員会を開会します。

本日は、これにて散会します。

散会 午後 4時11分